

第5章 具体的な取組み

目標①

いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち

高齢者が年齢に関わりなく、健康で、その能力を十分に発揮し、社会を「支える側」として活躍できるまちづくりを進めます。

【施策の方向性1】生きがい・社会参加・地域貢献の推進

高齢者にとって、日々の生活の中に生きがいや目標があると、生活に張り合いがでるだけでなく、心身の健康を保持・増進させる意欲も高くなります。このため、高齢者の多様なライフスタイルに対応する教養・文化活動、スポーツ活動の機会や情報の提供を行い、高齢者の生きがいづくりを支援します。また、ボランティア活動や地域活動、就労などを通じた高齢者の社会参加の支援に取り組みます。

さらに、さまざまな場面で高齢者自身がデジタル技術を活用しなければならない時代になったことを前提に、高齢者がデジタル技術を活用できるようになるだけでなく、できない人のサポートをする人、さらにはそうしたことを教えることができる人までを幅広く育成することを目指します。

高齢期を迎えてもいきいきと充実した生活を送ることができるよう、高齢者だけでなく、若年世代に対しても、社会参加の重要性や高齢期の備えに関する意識啓発を行うとともに、地域活動の担い手の育成に取り組みます。

（基本的な施策1）高齢者の生きがいづくり・仲間づくり

高齢者が日々の生活の楽しみや張り合いとなることを見つけることができるよう、教養・文化を学ぶ場や生涯スポーツ活動等に取り組む機会、スマートフォン等の活用方法を学ぶ場を提供します。

また、これらの活動の促進を行い仲間づくりや多世代交流を行いながら、いきいきと生活できる生きがいづくりを支援します。

No.	新たな取組み	概要
1	生涯スポーツの習慣化の普及 (市民文化スポーツ局スポーツ振興課)	高齢者の健康の保持・増進のため、運動の習慣化や仲間づくりのきっかけとなる、体操やダンス、ボール運動など、気軽にできるスポーツ教室を開催します。

No.	継続する取組み	概要
2	年長者研修大学校の運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに加え、地域活動や社会貢献活動を担う人材の育成を目的に、周望学舎および穴生学舎の「年長者研修大学校」で高齢者を対象とした講座を実施します。また、高齢者の高度な学習ニーズに対応するため、市内の大学と連携した校外授業(シニアカレッジ)を開催します。 【修了生の地域活動への参加状況】 R1年度調査:41% → R5年度調査:45%
3	健康増進施設北九州穴生ドームの運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者をはじめとした市民の健康・体力づくり、世代間の相互交流およびニュースポーツの振興を図るため、高齢者の健康増進施設である北九州穴生ドームを運営します。
4	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への北九州市選手団の派遣 (保健福祉局長寿社会対策課)	各種スポーツや文化・福祉イベントを通じて、高齢者の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、各県持ち回りで毎年開催される「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に北九州市選手団を派遣します。



(北九州穴生ドーム)



(全国健康福祉祭開会式(令和元年 和歌山大会))

5	年長者いこいの家での活動支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション活動などの場を提供し、心身の健康増進を図るため、年長者いこいの家の運営及び活動に必要な経費の補助や、建物の修繕・補修工事を実施します。
6	新門司老人福祉センターの運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者に対して、介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する「新門司老人福祉センター」の運営を行います。 【年間利用者数】 R1年度:36,948人 → R5年度:50,000人
7	「高齢者ふれあい入浴の日」の設定 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者が地域でふれあう機会を提供することを目的に、市内の普通公衆浴場(銭湯)において65歳以上の高齢者が無料で利用できる「高齢者ふれあい入浴の日」を設けます。
8	施設における利用料の高齢者減免の適用 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者の社会参加の促進を図るため、市立の文化、観光、体育施設など(福岡市、下関市、熊本市、鹿児島市の施設も一部含む)について、65歳以上の市民であることが確認できる、公的機関が発行した証明書等を提示することで減免料金を適用します。
9	地域活動拠点である市民センターの管理運営 (市民文化スポーツ局地域振興課)	住民主体の地域活動の拠点となる市民センターについて、適切な管理運営や必要な施設整備を行います。
10	生涯学習活動の促進 (市民文化スポーツ局生涯学習課)	「いつでも、どこでも、誰でも」自由に学習ができるよう、学習機会を充実し、学習情報を提供します。また、学習の成果を生かすことのできる活動機会を提供します。(生涯学習市民講座の開設、市民センターだより(館報)の発行、文化祭の開催、生涯学習総合情報サイト「まなびネットひまわり」の提供) 【生涯学習市民講座参加者数】 前年度比増(参考 R1年度:124,765人)
11	生涯学習推進コーディネーターの市民センター配置 (市民文化スポーツ局生涯学習課)	市民の生涯学習の推進ならびに市民センター等の活性化を図るため、学習機会や人材等、地域に関する様々な情報の収集や提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センターに配置します。 【生涯学習推進コーディネーターの配置割合】 R1年度:45.4% → R5年度:60%

12	地域における伝統文化の保存・継承活動の支援 (市民文化スポーツ局文化企画課)	地域に根ざした固有の伝統文化については、人々の営みの中で大切に受け継がれてきたものであり、これを地域で次世代へ継承するため、指定された無形民俗文化財の保存継承活動などに対して支援を行います。 【指定無形民俗文化財保存支援団体数】 R1年度:16団体 → R5年度:現状維持
13	ニュースポーツ用具の整備・各種交流大会の実施 (市民文化スポーツ局スポーツ振興課)	各区における地域スポーツの普及振興を図るため、ニュースポーツ用具の整備及び各種交流大会を実施します。 【各区におけるスポーツ行事の参加人数/年】 R1年度:6,717人 → R5年度:7,000人
14	市民参加型スポーツイベントの開催 (市民文化スポーツ局スポーツ振興課)	北九州マラソン、市民体育祭、門司港レトロマラソンなど、市民参加型のスポーツイベントを開催し、多くの市民に参加してもらうことで、市民のスポーツに対する興味・関心を高め、生涯にわたってスポーツを続けていく生活の土台づくりを推進します。 【スポーツ実施率(週1回以上のスポーツ・運動実施)】 R1年度:52.6% → R5年度:65%
15	総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (市民文化スポーツ局スポーツ振興課)	「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各自の興味やレベルに応じて参加できる多世代・多目的型のクラブ(総合型地域スポーツクラブ)の育成を推進します。 【各総合型地域スポーツクラブの会員数/年】 R1年度:2,074人 → R5年度:4,000人



(ソフトバレー)



(ユニカール)

（基本的な施策2）就労や特技・趣味を生かした社会参加の支援

高齢者にとって、自分の活動が誰かに喜ばれ、社会の役に立っていることを実感すること、その役割にやりがいを感じることで日々の生活の充足感を高めます。

このため、「いきがい活動ステーション」などを通じて、社会参加のメリットについて広く啓発を行うとともに、高齢者の意欲や培ってきた経験などに応じたボランティアや地域活動等について、情報提供や活動のコーディネートに取り組みます。

また、生産年齢人口の減少が続く中、高齢者は経済の重要な担い手となり得るとともに、就労している高齢者や働ける限りいつまでも働きたいという高齢者が増えていることから、「高年齢者就業センター」などを通じて、就労に関する情報提供や就職支援を行います。

No.	新たな取組み	概要
16	高齢者のデジタル技術習得を支援する地域人材の育成 (保健福祉局長寿社会対策課)	スマートフォンやタブレットの設定や操作ができない高齢者をサポートする人の育成に取り組むとともに、そのサポートする人を養成することができる人材の育成に取り組みます。
17	介護支援ボランティアの活躍の場の充実 (保健福祉局介護保険課)	高齢者のボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の社会参加・地域貢献を支援し、健康増進や生きがいづくりにつなげます。今後はポイントが付与される施設等を、介護保険施設に加え、高齢者が集うサロン等にも広げ、活躍の場の拡充を推進します。



（高齢者のデジタル技術習得を支援する講座）

No.	継続する取組み	概要
18	いきがい活動ステーションの運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供を「いきがい活動ステーション」で行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。 【いきがい活動ステーション利用者数】 R1年度:3,698人 → R5年度:6,000人
19	老人クラブの活動支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	老人クラブの地域社会における社会奉仕活動等を促進し、高齢者福祉の増進を図ります。また、老人クラブが、地域における世代間交流を深めるとともに、地域社会の一員として介護予防への取り組みを行うなど、積極的な役割を果たすことができるよう支援を行います。(単位老人クラブへの助成、市・区老人クラブ連合会への助成、高齢者の健康づくり支援事業、年長者の生きがいと創造の事業など)
20	敬老行事等長寿のお祝い (保健福祉局長寿社会対策課)	長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬うとともに、市民の高齢社会に対する認識を深めるため、さまざまな長寿のお祝いに関連する事業を行います。(年長者の祭典、長寿祝金、長寿祝品、地域で行われる敬老行事への助成など)
21	ボランティア活動の推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	市内のボランティア活動の活性化のため、ウェルとばたと各区にある「ボランティア・市民活動センター」において、ボランティアのコーディネートや活動支援のほか、関係団体と協働して啓発や情報の収集などを行います。 【ボランティア登録の団体数及び人数】 前年度比増(参考 R1年度:669団体 22,858人)
22	介護支援ボランティア活動の推進 (保健福祉局介護保険課)	高齢者の社会参加や地域貢献を奨励・支援し、健康増進や生きがいづくりにつなげるため、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイント化し、ポイントを換金又は寄付することができる事業を推進します。 【ボランティア活動人数】 R1年:966人 → R5年:1,000人
23	NPOなどに対する側面的な支援 (市民文化スポーツ局市民活動推進課)	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行います。 【市民活動サポートセンター利用者数】 毎年度:20,000人

24	市民主体の活動に対する支援 (市民文化スポーツ局市民活動推進課)	地域の特性を生かした活動や地域の活性化に資する新たな市民活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。 【NPO等に対する補助金の交付件数】 R1年度:25件 → R5年度:25件
25	保険制度活用による市民活動支援 (市民文化スポーツ局市民活動推進課)	市民活動中の事故に対して一定の補償を行う保険制度を実施し、市民が安心して活動に取り組むことができるよう支援します。
26	美術ボランティアの養成 (市民文化スポーツ局美術館普及課)	来館者に展覧会や美術作品の価値や魅力を伝えるための解説、美術資料等の整理・分類、ワークショップ等の教育活動の事業支援を行う美術ボランティアの養成を促進します。 【登録ボランティア数】 R1年度:34人 → R5年度:40人
27	博物館ボランティアの活動推進 (市民文化スポーツ局 自然史・歴史博物館普及課)	博物館においてボランティア活動を行う人材を育成するとともに、展示解説、普及講座・体験学習補助など活動の場を提供します。 【ボランティア活動の場を提供できる人数】 R1年度:50名 → R5年度:50名
28	高齢者の就業支援 (産業経済局雇用政策課)	北九州市高年齢者就業支援センターを拠点に、シニア・ハローワーク戸畑等の関係機関と連携して、求職者支援や求人情報提供等、高年齢者の多様なニーズに応えていくきめ細やかな就業支援を行います。また、就労にあと一歩踏み出せない高齢者の掘り起こしを行うことで、市内企業の人材不足解消を図るとともに健康寿命延伸に寄与します。 【高年齢者就業支援センター延べ利用者数(年間)】 R1年度:12,916人 → R5年度:20,000人
29	高齢者向け求人の開拓 (産業経済局雇用政策課)	シニア層が働きやすい多様な求人を開拓し、雇用のミスマッチを解消することで、高年齢者の就業率向上を図ります。 【シニア向け求人開拓数】 毎年度延べ50件以上
30	観光案内ボランティアの育成・支援 (産業経済局観光課)	観光客に対し、本市の観光資源の魅力を伝えるため、毎年実施の「北九州観光市民大学」において、観光施設などの解説・案内をする「観光案内ボランティア」を募集・育成し、「観光案内ボランティア」制度の運営支援と併せて、活動の場を提供します。 【観光案内ボランティア研修会への延べ参加者数】 毎年度200名以上
再	生涯現役夢追塾の運営	(再掲No.31)
再	介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保	(再掲No.141)



(高齢者就業支援センター)



([いきがい活動ステーション]のボランティア・マッチング)

(基本的な施策3) 地域貢献につなげる仕組みづくり

地域貢献や社会参加への意欲が高い高齢者が、豊かな知識や経験を生かしながら、地域において活躍できる場を広げます。また、高齢者が新たな展開へ進むことができるよう「いきがい活動ステーション」や「ボランティア・市民活動センター」、さらに地域支援コーディネーターとの連携による仕組みづくりを進めます。

さらに、年長者研修大学校や生涯現役夢追塾、各種ボランティアの養成講座などの受講生に対し、具体的な活動とのマッチングを図り、地域デビューまでをプロデュースできるような仕組みを作ることにより、地域貢献を主体的に企画・実施できる人材育成の強化に取り組めます。

No.	継続する取組み	概要
31	生涯現役夢追塾の運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	退職後なども今まで培ってきた技術や経験を生かし、地域での経済活動や社会貢献活動などの担い手として活躍していく人材の発掘と養成を行う「生涯現役夢追塾」を運営します。 【生涯現役夢追塾の延べ入塾者数】 R1年度:512人 → R5年度:590人
32	いきがい活動ステーションにおける人材育成 (保健福祉局長寿社会対策課)	「いきがい活動ステーション」にて、具体的な活動のマッチングを図り、地域デビューまでをプロデュースできるような仕組みを作るとともに、地域貢献を主体的に企画・実施できる人材を育成します。 【いきがい活動ステーション利用者数】 R1年度:3,698人 → R5年度:6,000人
33	ボランティア大学校の運営 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域ニーズに対応した研修内容の充実、研修機会の拡大に努め、地域福祉やボランティア活動を担う人材の養成を行います。具体的には、地域特性に応じた福祉講座や企業の社会貢献活動担当者を対象にしたセミナー等を開催し、地域や企業におけるボランティア活動の促進を図ります。 【ボランティア大学校の研修の受講者数(単年度)】 R1年度:2,933人 → R5年度:3,000人

34	北九州市地域福祉振興協会等への補助を通じた地域福祉活動の推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	市民団体や非営利法人等が行うボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、移送サービスの実施、市民啓発事業等への助成事業を実施する北九州市地域福祉振興協会等に対する補助を通じて、市民の地域福祉活動を推進します。
35	世代間交流や様々な体験活動の機会を提供する生涯学習市民講座の実施 (市民文化スポーツ局生涯学習課)	子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実など、家庭・地域・学校が一体となった取組みを推進します。(生涯学習市民講座の実施) 【生涯学習市民講座(子ども向け) (旧地域・子ども交流事業)の参加者数】 前年度比増(参考:R1年度:55,370人)
36	シニア世代による子ども・子育て支援活動の促進 (子ども家庭局総務企画課)	シニア世代が、これまで培った経験・人脈等を生かし、子どもや子育てを支える人材として十分活躍してもらえるよう、市の子育て関連施設や子育て支援事業などの中から、活躍が可能な場を集約し情報提供し、子ども・子育て支援活動への積極的な参画を呼びかけます。
37	まちの森プロジェクト ～環境首都100万本植樹 (環境局環境監視課) (財政局財産活用推進課) (建設局緑政課) (保健福祉局長寿社会対策課)	未利用市有地や公園の一部を、無償で自治会やまちづくり協議会などの地域の自治組織に貸し出し、花壇・菜園や、植樹用の苗木の育成などに活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがいや健康づくり、多世代交流等を促進します。 【環境首都100万本植樹プロジェクトの植樹本数】 R6年度:100万本
38	スクールヘルパーの配置・活動支援 (教育委員会指導第一課)	学校教育の場において、教育活動の支援を行うボランティア(スクールヘルパー)として、保護者や地域の方などを学校に登録します。
再	年長者研修大学校の運営	(再掲No.2)
再	高齢者の生活支援体制の整備	(再掲No.66)

【施策の方向性2】主体的な健康づくり・介護予防の促進

人生100年時代の安心の基盤は健康であり、健康寿命の延伸が重要です。そのため、健康づくり・介護予防に関する正しい知識の普及・啓発とともに、取組みのきっかけの提供、継続できる仕組みの構築、専門職と連携した主体的な活動を促進し、第二次北九州市健康づくり推進プランのスローガンである「健康(幸)寿命プラス2歳」を目指します。

(基本的な施策1) 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進

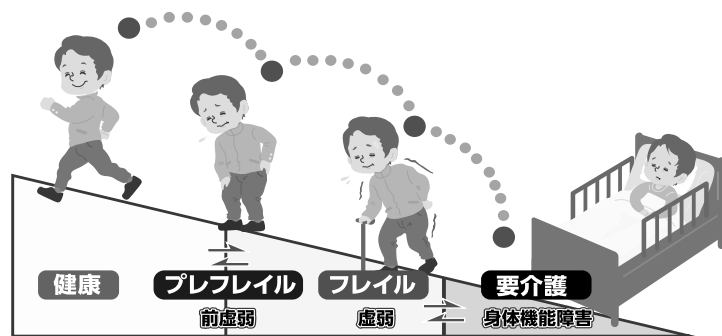
健康寿命を延伸するために、高齢者の心身の特性を踏まえて、生涯を通じた生活習慣病等の重症化を予防する取組みと生活機能の低下を防止する取組み(介護予防・フレイル対策)の双方を一体的に実施していきます。国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業を接続させるとともに、切れ目のない支援を福岡県等と連携しつつ、健診・医療・介護のデータを分析して、健康課題を明確にし、効果的・効率的な保健事業を行うことで健康寿命の地域間格差を解消することを目指します。

本市では、これまで生活習慣病等の重症化を予防し、人工透析に至らないようにするため医師会の協力のもと、北九州市CKD(慢性腎臓病)予防連携システムを構築した実績があり、さらに、死亡や重篤な後遺症を引き起こし、医療費・介護費の高騰を招く脳血管疾患・虚血性心疾患の最大の危険因子である高血圧を予防するため、日本高血圧学会など関係団体と連携し、「高血圧ゼロのまち」に向けた取組みを推進します。

介護予防では、高齢者自らがフレイルの兆候に早く気づき対処できるよう、通いの場や広報媒体を通じて、「後期高齢者の質問票」などを活用して、日ごろの健康状態等を自己チェックする機会を増やすとともに、高齢者の健康課題に応じて選択できる各種相談や介護予防教室を実施するなど、感染拡大防止対策とのバランスを取りながらフレイル対策を強化します。

コロナ禍においては、一人でも自宅や公園などで取り組める介護予防活動について、オンライン配信などを併用した情報提供を行います。

また、効果的なフレイル対策に取り組めるよう、運動、低栄養改善、口腔ケアの専門職が連携して関与する仕組みを作ります。



※出典：東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢：フレイル予防ハンドブック

No.	新たな取り組み	概要
39	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(フレイル対策の強化) (保健福祉局健康推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局地域福祉推進課)	フレイル・認知症に着目した健康課題として、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防(高血圧症、糖尿病性腎症)のための個別的支援(ハイリスクアプローチ)を強化します。 また、高齢者の通いの場等での介護予防の取り組みに加え、市民センターを拠点とした健康づくり事業等の集団の場においても地域の健康課題に基づいた健康教育や健康相談を実施(ポピュレーションアプローチ)することで、疾病予防、重症化予防を図り、フレイル対策を強化します。
40	高血圧を切り口とした生活習慣病への対策強化 (保健福祉局健康推進課)	高血圧を予防するための「高血圧ゼロのまち」に向けた取り組みとして、モデル校(地)区を設定し、地区住民全員に血圧測定、スマホアプリを通じた健康管理、減塩等を呼び掛ける取り組みを開始します。

No.	継続する取り組み	概要
41	介護予防・健康づくり教室等の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室を実施します。また、ふくおか健康づくり県民運動と連携して、幅広い年齢層を対象にした介護予防・健康づくり事業を行います。
42	介護予防に関する知識の普及啓発 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット作成、ホームページ運営、有識者による講演会や相談会の開催等の情報発信を行います。
43	地域リハビリテーション活動の支援(サロンで健康づくり) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、地域の住民主体の通いの場等に、運動・栄養・口腔分野の専門職等を派遣し、自立支援と地域づくりの視点から、効果的な介護予防技術を提供し、住民のスキルアップを図ります。 【専門職の派遣回数】 R1年度:374回 → R5年度:基準値より増加



(筋力向上トレーニング啓発教室)



(栄養講座)

44	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (保健福祉局健康推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局地域福祉推進課)	本市の高齢者の生活習慣病等の疾病予防・重症化予防や介護予防・フレイル予防を一体的に実施し、市民の健康寿命の延伸を推進します。KDBシステムを活用して、健康課題を分析・把握し、対象者を抽出して、国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護予防事業・フレイル対策を接続させ、福岡県等と連携しつつ、効果・効率的に実施します。 【健診受診者のうち受診勧奨値で未治療・治療中断者割合及び人数】 R1:291人(0.2%) → R5年度:基準値より減少
45	高血圧を切り口とした生活習慣病への対策 (保健福祉局健康推進課)	死亡や重篤な後遺症を引き起こし、医療費・介護費の高騰を招く脳血管疾患・虚血性心疾患の最大の危険因子である高血圧を予防するため、日本高血圧学会など関係団体と連携し、定期的な血圧測定、ハイリスク者への保健指導、減塩の推進など「高血圧ゼロのまち」に向けた取組みを推進します。 【国保特定健診受診者のうち高血圧症(180mmHg/110mmHg以上)の者の割合】 H28年度:0.92% → R5年度:0.65%
46	健康マイレージによる健康づくり (保健福祉局健康推進課)	介護予防・生活習慣改善等の取組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを景品と交換することで、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取組みを促進します。 【健康づくりや介護予防のために取り組んでいることがあると答えた高齢者の割合】 R1年度:62.6% → R5年度:基準値より増加
47	健康診査(がん検診等)の実施 (保健福祉局健康推進課)	がんなどの生活習慣病予防対策の一環として、これら疾患の疑いのある人や危険因子を持つ人をスクリーニングするため、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんなどの各種がん検診や、骨粗しょう症検診、基本健診を実施します。 【がん検診受診率】 H28年度:2.7%~20.1% → R5年度:10%~33%
48	口腔保健の推進 (保健福祉局健康推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	糖尿病などの生活習慣病の予防・重症化予防と関連のある歯周病の予防や、誤嚥性肺炎の予防に重要な口腔ケア、口腔機能の維持・向上について、普及・啓発し、健康寿命の延伸に重要な歯と口の健康づくりを推進します。 【歯周病と糖尿病の関係を知っている人(40歳以上)の割合】 H28年度:33.2% → R5年度:50.0% 【口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを知っている人(65歳以上)の割合】 H28年度:55.1% → R5年度:70.0%

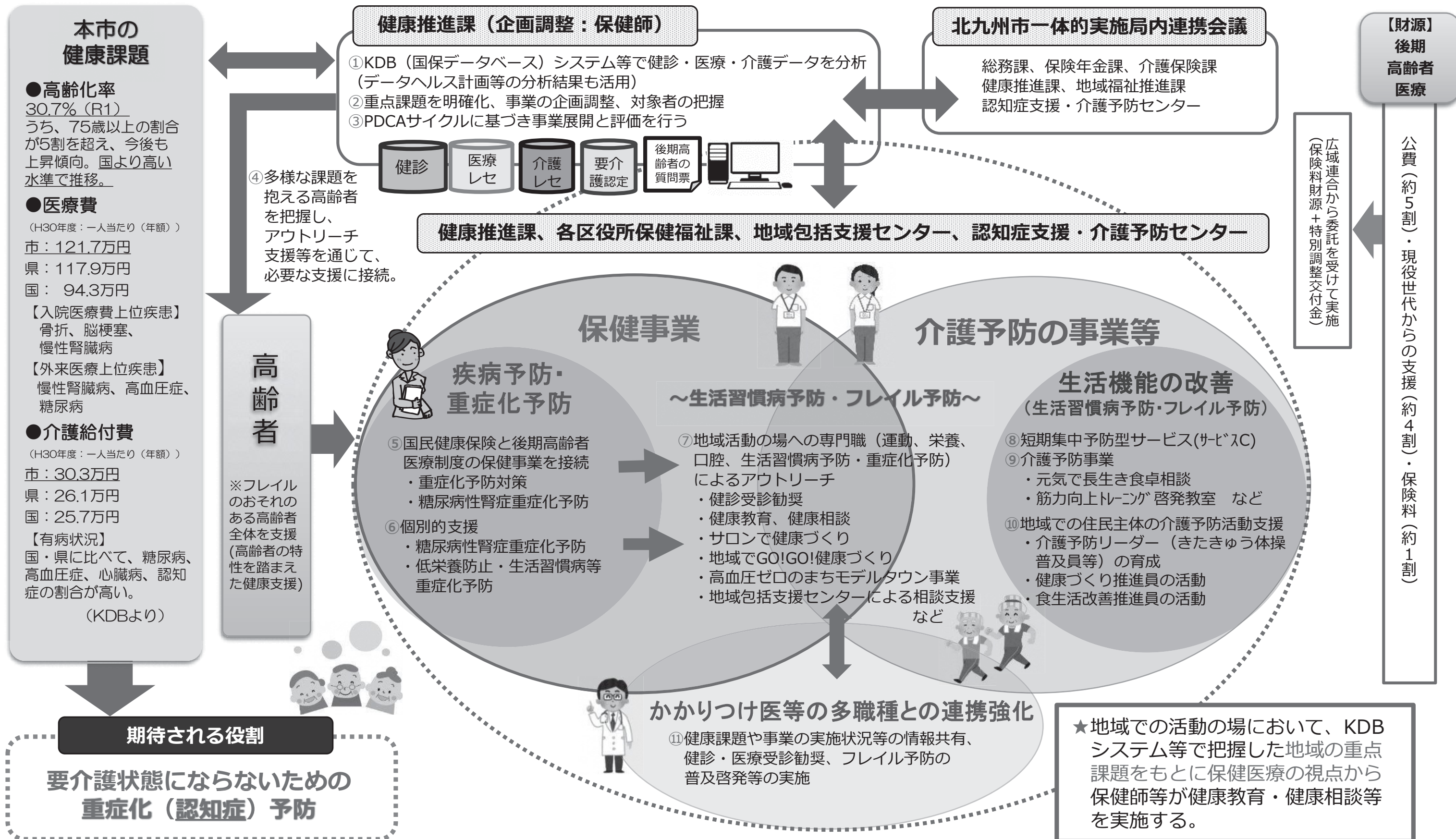
49	北九州市国民健康保険の 特定健診・特定保健指導の実施 (保健福祉局健康推進課)	北九州市国民健康保険に加入する40～74歳を対象に、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施します。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者への特定保健指導を実施します。 【特定健診受診率】 H28年度:35.8% → R5年度:60% 【特定保健指導実施率】 H28年度:30.0% → R5年度:60%
再	介護予防・自立支援のための 総合プログラムの実施	(再掲No.55)
再	生活習慣病予防・重症化予防のための 健康教育の実施	(再掲No.85)
再	介護予防・生活支援サービスの 提供体制の確保	(再掲No.141)

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(北九州市における実施のイメージ図～疾病予防・重症化予防の視点から～)

厚生労働省資料一部改変

目指すところは… 健康（幸）寿命の延伸（プラス2歳）・社会保障の安定



(基本的な施策2) 地域で取り組みやすく、継続しやすい仕組みづくり

主体的な健康づくり・介護予防を継続するため、市民センターや公園などの身近な場所を活用し、住民主体の通いの場の充実、地域との協働をさらに進めます。こうした地域で交流もできる居場所づくりは、高齢者に限らず、仲間づくりや地域ネットワークの強化につながり、健康づくり・介護予防の取組みを継続する支援になります。

また、高齢者が自主的に活動を継続し、地域に広がる活動になるよう、支える人(担い手)が活躍できる環境づくりを進めるため、リーダー(普及員)等の人材育成や専門職によるアウトリーチ等の活動支援に積極的に取り組みます。

高齢者自身が能力を最大限に生かして、できるだけ要介護状態にならないよう、地域でいきいきと暮らせる仕組みを作っていきます。

No.	新たな取組み	概要
50	通いの場における健康づくりの強化 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局地域福祉推進課)	「いつもの活動に運動プラス」を合言葉に、住民主体の通いの場で、きたきゅう体操等の運動習慣の定着を促し、住民の健康づくり意識の向上を図るとともに、仲間と一緒に取り組む介護予防活動を支援します。 地域包括支援センターでは、高齢者サロンや老人クラブ等に積極的に向かい、高齢者いきいき相談(巡回相談)と健康教育や保健指導を一体的に実施し、高齢者の生活習慣病の予防や重症化予防に取り組めます。

No.	継続する取組み	概要
51	健康づくり推進員の養成と活動支援 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	地域における健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーとなる健康づくり推進員を養成します。また、健康づくり推進員が行う健康づくりや介護予防の普及啓発活動を支援します。
52	食生活改善推進員による訪問活動 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	食生活改善推進員を対象に食育アドバイザーを養成し、高齢者宅を訪問して、食事等に関する状況確認や助言を行うとともに、虚弱者を把握し、必要な支援につなげます。 【食育アドバイザー養成者数】 R1年度:1,144人 → R5年度:1,344人
53	介護予防リーダー(普及員)の育成・支援 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	本市オリジナルの介護予防体操(「きたきゅう体操」、「ひまわり太極拳」)や公園の健康遊具を用いた介護予防の普及教室や体験会の実施により、地域で介護予防の取組みを進め、地域で介護予防活動を推進する普及員を育成し、活動を支援します。 【普及員の登録者数】 R1年度:908人 → R5年度:基準値より増加

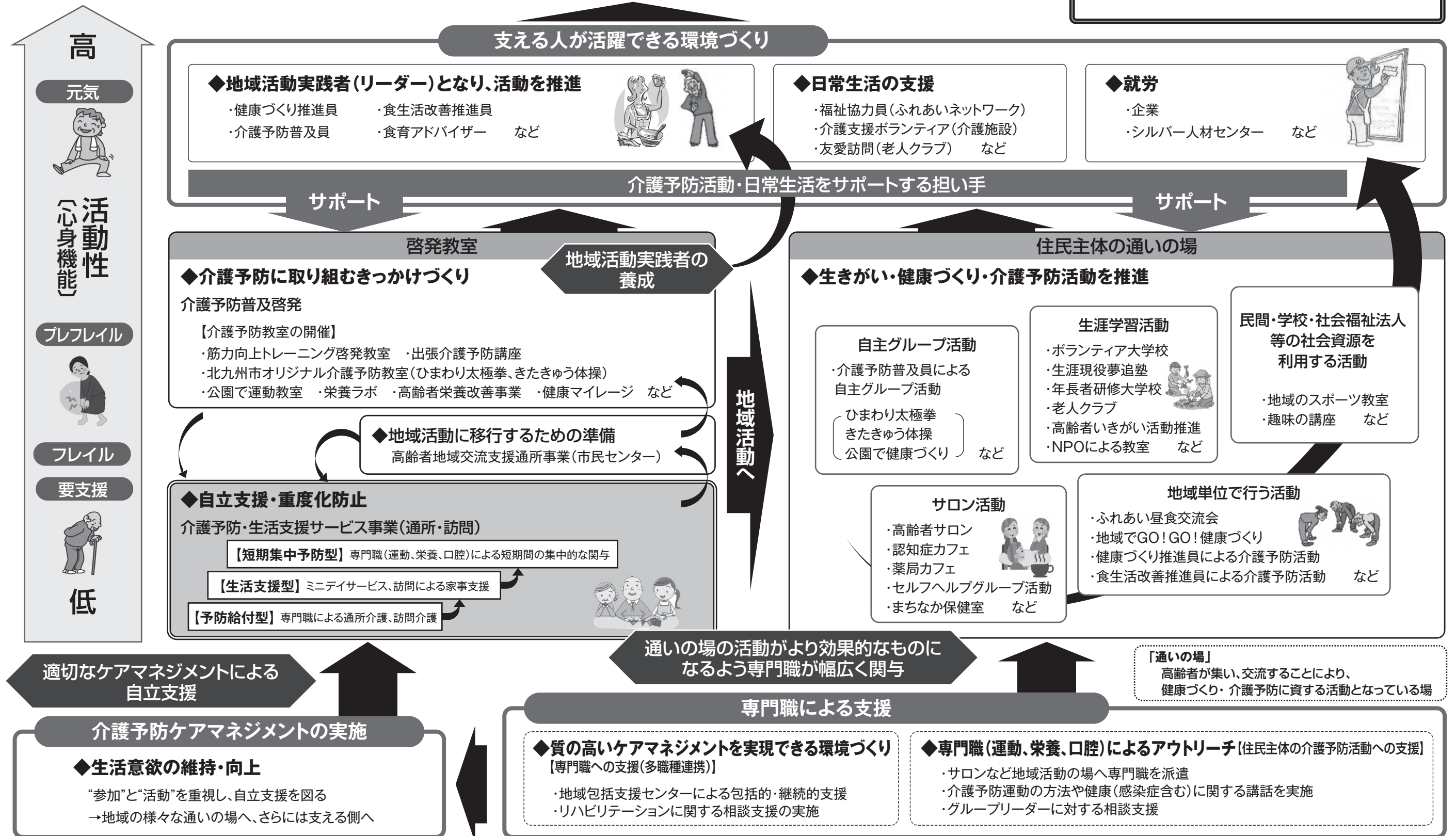
54	専門職による地域の 介護予防活動の支援 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	高齢者が要支援・要介護状態になることの予防(認知症予防も含む)を目的に、地域の通いの場において専門職による健康教育・健康相談を実施するとともに、地域での自主的な介護予防活動を支援します。 【地域の通いの場における健康教育・健康相談 ・グループ支援の実施箇所数】 R1年度:46か所 → R5年度:基準値より増加
55	介護予防・自立支援のための 総合プログラムの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	主として要介護状態等となるおそれがある、又は要介護状態から改善した高齢者を対象に、市民センターで介護予防・自立支援や生きがい活動に関する総合的なプログラムを実施する事により、介護予防・自立支援の普及啓発を行います。
56	市民センターを拠点とした 健康づくり (保健福祉局健康推進課) (保健福祉局地域福祉推進課)	まちづくり協議会が、市民センター等を拠点として、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業(地域でGO!GO!健康づくり)を行います。 【実施団体数の増加】 R1年度:129団体 → R5年度:137団体
57	食生活改善推進員の養成・活動の支援 (保健福祉局健康推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	食を通じた健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、食生活と生活習慣病(予防)などに関する研修を行い、食生活改善推進員を養成します。また、食生活改善推進員が行う地域での食と健康等に関する情報発信や、健康料理普及講習会、ふれあい昼食交流会などの活動を支援します。 【食生活改善推進員が関わる活動への参加者数】 R1年度:311,275人 → R5年度:基準値より増加
58	健康づくりを支援する公園の整備 (建設局緑政課)	高齢者等の健康づくりのため、専門家の助言のもと、介護予防に効果的な7種類の健康遊具をセットで配置した拠点公園を整備します。 【7種類の健康遊具をすべて設置している 拠点公園の数】 R1年度:24公園 → R5年度:30公園
再	地域リハビリテーション活動の支援 (サロンで健康づくり)	(再掲No.43)
再	住民主体による居場所づくり	(再掲No.62)
再	地域包括支援センターの運営	(再掲No.98)

介護予防・日常生活支援総合事業(イメージ図)

高齢者自身が能力を最大限に生かして、できるだけ要介護状態にならないよう、地域でいきいきと暮らせる仕組みをつくる

【強化ポイント】

- ①住民主体の通いの場のさらなる充実
- ②支える人(担い手)が活躍できる環境づくり
- ③専門職による介護予防活動の支援体制の充実



目標②

高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつ地域づくりを進めます。

【施策の方向性1】見守り合い・支え合いの地域づくり

今後、さらに人口減少・高齢化が進展し、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、社会的な孤立などの対応困難な事案の増加も見込まれるため、行政はもとより、誰もが地域の一員として、見守り合い・支え合いのできる地域づくりを進めます。

（基本的な施策1）地域の見守り合いの支援

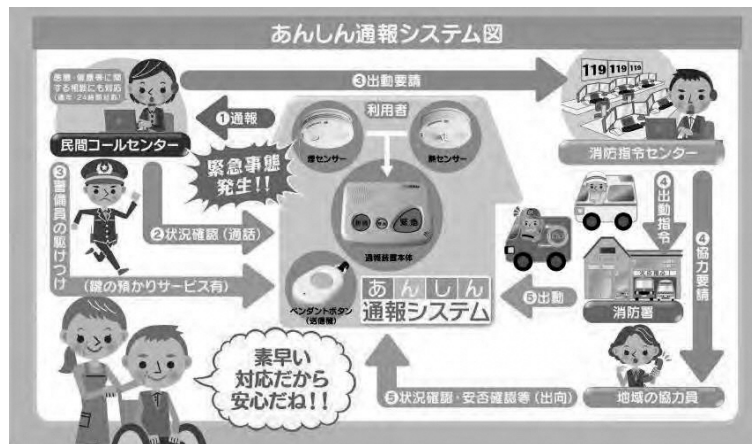
地域での見守りや支援の必要な高齢者に対応するため、いのちをつなぐネットワーク事業による地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」取組みを推進し、市民と接する機会のある企業や地域団体、民生委員や福祉協力員等の地域での見守りのネットワークの充実と強化を支援します。

また、誰もが地域社会の構成員としての意識を持ち、役割を担い、見守り・見守られる側になる意識を持つこと、相談しやすく偏見がない社会を進めることが今後ますます重要になります。高齢者をはじめ、誰もが地域の見守りの担い手となるよう、啓発に取り組みます。

No.	新たな取組み	概要
59	地域交流や居場所づくりの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域の見守り体制を拡充するため、いのちをつなぐネットワーク推進会議に「(仮称)地域交流・居場所部会」を設置し、地域交流の場や居場所づくりを推進します。

No.	継続する取組み	概要
60	生活援助員の派遣 (保健福祉局長寿社会対策課)	ふれあいむら市営住宅及び市が生活援助員派遣団地として指定した旧高齢者向け優良賃貸住宅に、高齢者の安否確認や生活相談などを行う生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保します。

61	あんしん通報システムの設置 (保健福祉局長寿社会対策課) (消防局予防課)	在宅高齢者や重度身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。また通報装置を介して健康や生活等日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。
----	--	---



62	住民主体による居場所づくり (保健福祉局地域福祉推進課)	社会福祉協議会が実施してきたサロンに加え、新たにNPOやボランティア団体等が行う、地域交流の「居場所」づくりを助成対象とし、住民主体による生きがい・健康づくりにつながる居場所づくりを推進します。
63	いのちをつなぐネットワークの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。 【地域会合等への参加(回数)】 R1年度:1,530回 → R5年度:現状維持
64	民生委員の活動支援 (保健福祉局地域福祉推進課)	民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。
65	市営住宅のふれあい巡回員の配置 (建築都市局住宅管理課)	市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上の単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。

（基本的な施策2）地域での支え合いの充実

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、公的なサービスや家族だけでなく、近所の人や友人など地域での支え合いも大切です。地域でのボランティアや住民組織の活動など地域の支え合いの大切さや必要性の周知を図ります。

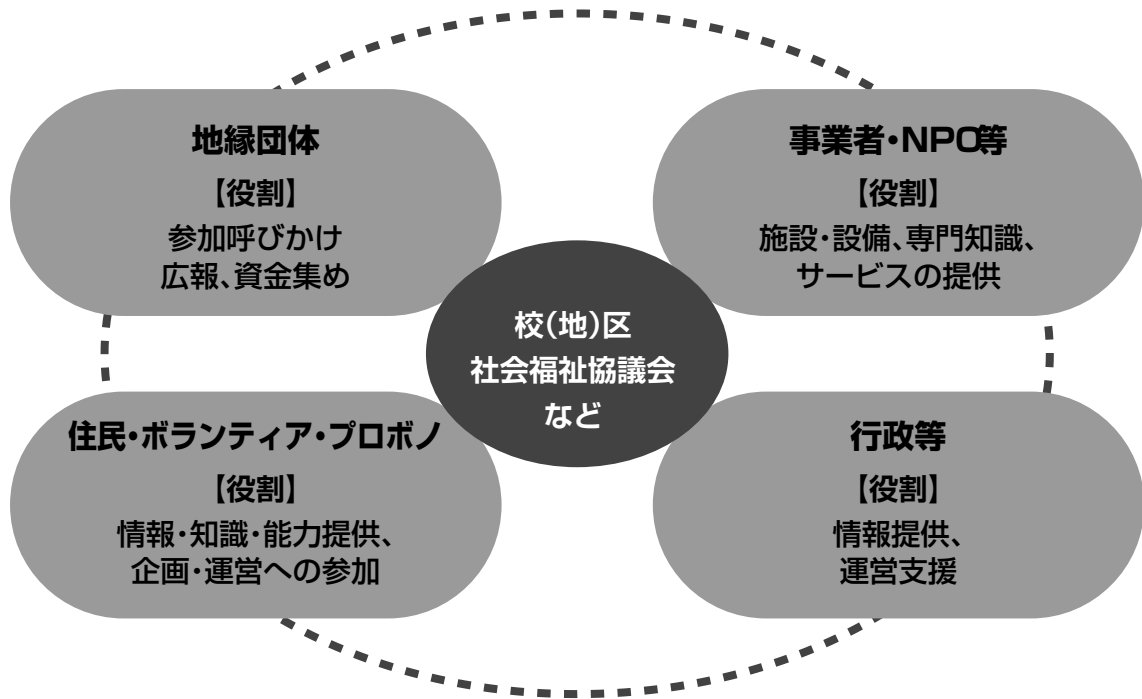
また、地域によってさまざまな生活課題があるため、校（地）区社会福祉協議会などを核に、多様な住民や団体が地域の困りごとなどを話し合う場として、協議体（校区の作戦会議）を推進します。地域支援コーディネーターは、地域の特性にあわせ、関係者と連携し、協議体や住民主体の支え合いの基盤づくりを支援します。

No.	継続する取組み	概要
66	高齢者の生活支援体制の整備 （保健福祉局地域福祉推進課）	住民主体の生活体制を構築するため、協議体（校区の作戦会議）を支援する地域支援コーディネーターの配置に加え、新たに市民センターを拠点としたボランティア活動を支援します。 【支援を行う校区数】 前年度維持（参考：R1年度51回）
67	まちづくり協議会や自治会等を 中心とした住民主体の地域づくり （市民文化スポーツ局地域振興課）	まちづくり協議会等をはじめとした様々な地域団体とともに、地域の住民がお互いに支え合いながら、安全安心で、明るく住みよいまちづくりを行うため、住民主体の地域づくりを促進します。
68	いきいき安心訪問 （消防局消防団課）	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図ります。
再	住民主体による居場所づくり	（再掲No.62）
再	買い物応援ネットワークの推進	（再掲No.166）



（協議体（校区の作戦会議））

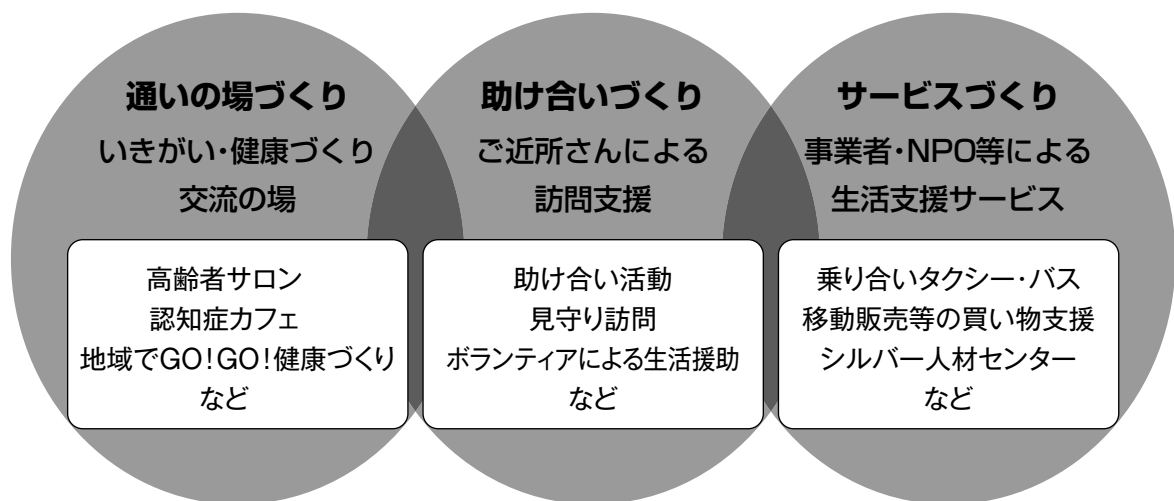
協議体(校区の作戦会議)イメージ図



目指す地域像の共有、生活支援ニーズ・地域資源の把握、
参加の呼びかけ、計画・評価
それぞれの得意を生かした連携による生活支援の仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるための作戦

～全員参加と地域資源の組み合わせによる地域づくり～



【施策の方向性2】総合的な認知症対策の推進

※北九州市版オレンジプラン

国は、平成24(2012)年9月に「認知症施策推進5か年計画(通称:オレンジプラン)」を公表、平成27(2015)年1月には、国家戦略として「認知症施策推進総合戦略(通称:新オレンジプラン)」を策定、平成29(2017)年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方が法律に盛り込まれました。さらに、令和元(2019)年6月には、認知症施策推進関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものであることを踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

本市では、平成27(2015)年3月に「北九州市認知症施策推進計画(通称:北九州市版オレンジプラン)」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に、総合的な認知症対策を推進してきました。その後、平成30(2018)年3月に北九州市版オレンジプランを改訂し、①市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する(普及啓発)、②認知症の人やその家族を支える体制を構築する(支援体制)、③認知症の人やその家族の視点や意向を尊重する(本人重視)を基本方針とし、さらなる認知症対策の推進に取り組んでいます。

(基本的な施策1) 認知症への理解を深め、「やさしい地域づくり」の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があります。このため、市民一人ひとりが認知症への理解を深め、認知症は誰にとっても身近な病気であることを社会全体で確認しあい、認知症の人やその家族を地域で見守り、支えあう、やさしい地域づくりを目指します。これらの取組みは、地域の一員として自分自身が安心して暮らしていくためにも重要であり、そのためには、全ての人が認知症を正しく理解し、適切に対応できるようになることが必要です。

<施策1-1 認知症の正しい知識の普及促進>

認知症に関する理解を広げるため、市民10万人が認知症サポーターになることを目指し、それに達成した後も一人でも多くの市民に認知症サポーター養成講座を受講していただくよう普及啓発に努めます。また、認知症サポーターの養成にあたっては、これまでと同様に地域で見守り活動をしている自治会等に加え、認知症の人と地域で関わる人が多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員、さらに、人格形成の重要な時期である子ども、学生に対して、養成講座の受講を積極的に勧奨し、より多様な認知症サポーターの養成に取り組んでいきます。

＜施策1-2 認知症の人が暮らしやすい地域づくりの推進＞

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の人やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

そこで、認知症サポーターは、できる範囲で手助けを行い、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」の考え方を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、チームを作り、認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを検討します。

また、認知症サポーターがそのような活動に積極的に参加する動機付けのあり方についても併せて検討していきます。

＜施策1-3 認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信できる場の構築＞

認知症の人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を考えるきっかけとなり、また、多くの認知症の人に希望を与えることができると考えられます。

そこで、認知症の人に、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトへ協力する機会や、認知症啓発に関するイベントで自らの言葉で自身の思いなどを発信する場を設け、認知症になっても希望を持って前向きに暮らしている姿を積極的に発信していきます。

No.	新たな取組み	概要
69	認知症の人が 情報を発信できる場の構築 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症啓発月間などに開催する認知症啓発に関するイベントで、認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信する場の構築に努めます。



(認知症講演会チラシ)

No.	継続する取組み	概要
70	認知症サポーターの養成等 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。
71	認知症に関する啓発 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症に関する正しい知識を広め、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのため、認知症啓発月間による啓発活動や、市民向け啓発活動として印刷物の作成・配布を行います。
72	認知症地域支援推進員の配置 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、地域・医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。
再	認知症行方不明者への対応	(再掲No.80)

(基本的な施策2) 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、認知症の人が少しでも早く必要な医療や介護サービス等につながる事が大切です。認知症の早期発見・早期対応では、本人のみならず家族や周囲の人たちも認知症を正しく理解し、必要な医療や介護サービスにつなげていくとともに、より身近な地域にある医療機関や介護事業所なども、認知症の人に最初に接する相談窓口としての意識を持つことが重要です。

このため、認知症の発症予防や発症初期から急性増悪時など、容態の変化に応じた本人主体の医療・介護体制を構築することができるよう、地域での重要な社会資源である保健・医療・福祉・介護の関係機関や専門職の有機的・包括的な連携を推進します。さらに、市民に対する認知症の正しい理解を広げていくとともに、医療・介護従事者等の専門職がこれまで以上に認知症に対する理解を深めていくための人材育成に取り組みます。

<施策2-1 認知症の早期発見・早期対応>

本市では、認知症に関して不安を感じた人やその家族の受診への抵抗感を軽減できるよう、平成12(2000)年度から認知症の専門外来として「ものわすれ外来」を設置するとともに、かかりつけ医等の認知症対応力の向上による早期発見から早期対応までスムーズに行える医療・介護の連携体制の構築に取り組んでいます。さらに、医療や介護に関する専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターと連携した早期対応の一層の強化にも取り組みます。

＜施策2-2 地域での生活を支える医療・介護体制の構築＞

認知症の人の地域での生活を支えるためには、適時・適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。本市では、認知症の発症初期から、状況に応じた、医療と介護が一体となった支援体制の構築に取り組んでいます。

今後も、より身近なかかりつけ医の認知症対応力の向上を図るとともに、医師会と協力して、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役を担う「認知症サポート医」の養成に取り組んでいきます。また、地域の認知症に関する医療提供体制の中核である「認知症疾患医療センター」と連携し、認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療など、継続した医療・ケア体制の構築に取り組んでいくとともに、地域包括支援センターや介護事業所、在宅医療・介護連携支援センター、初期集中支援チーム等の関係者が有機的に連携できる体制づくりに取り組んでいきます。

＜施策2-3 医療・介護サービスを担う人材育成＞

保健・医療・福祉・介護の専門職であっても、医療機関や介護保険施設等の中には、合併症等を有する認知症の人への対応に苦慮することがあります。このため、早期発見・早期対応だけでなく、適切な医療・介護サービス提供のため、専門職などの医療従事者に対する認知症対応力向上研修や、認知症介護の指導的立場の人や介護従事者に対する研修を実施し、認知症対応力の向上に取り組めます。

No.	継続する取組み	概要
73	認知症初期集中支援チームの設置 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。
74	認知症サポート医の養成 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の専門医であり連携の推進役でもある「認知症サポート医」を養成するとともに、気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来協力医療機関」を設置し、地域や関係者が有機的に連携し、認知症の早期発見・早期対応を目指します。

「最近ものわすれがひどくなった」
「自分は大丈夫だろうか？」と心配な方

認知症について不安や心配がある方

受診や相談を周囲から勧められた方

北九州市
ものわすれ
外来
協力医療機関

ものわすれ外来協力医療機関にこのマークを掲示しています。

75	認知症疾患医療センターの運営 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	より高度で専門的な認知症の治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」を設置し、鑑別診断・急性期対応、専門医療相談等を行うとともに、医療・介護の連携体制を構築し、地域における認知症ケア体制の強化を目指します。
76	認知症対応力の向上のための研修の実施 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局介護保険課)	かかりつけ医を対象とした研修の実施により、認知症の対応力向上と関係機関の連携を図ります。また、病院勤務者や歯科医師、薬剤師等に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性を習得すること等を目的とした研修を行います。 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。

(基本的な施策3) 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

認知症になっても安全に安心して暮らし続けるためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。また、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人のQOL(生活の質)の改善にもつながることから、もっとも身近な介護者である家族の精神的・身体的な負担を軽減することが重要です。また、高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の介護者が今後増加していくものと考えられており、介護者の生活と介護の両立を支援していきます。

<施策3-1 認知症の人を支える家族等への支援>

認知症の人を介護する家族の負担を軽減するためには、身近なところで家族の訴えを受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。また、医療や介護の関係者が互いの役割・機能を十分に理解し、連携して対応する体制の構築や介護者同士の交流の輪を広げていくことも必要です。このため、悩み事やつらさを分かち合える認知症介護家族交流会や気軽に相談ができる認知症・介護家族コールセンターなど家族への相談支援に取り組めます。

＜施策3-2 認知症の人の安全確保＞

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での見守り体制や認知症の人が自宅から外出して道に迷ってしまった場合の搜索体制が不可欠です。このためには、警察等の関係機関はもとより、地域や企業・団体等と連携して認知症の人の安全対策に取り組む必要があります。このため、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人が行方不明となった想定 of 搜索模擬訓練の更なる拡大に向けた支援を進めていきます。また、認知症の人が行方不明になった場合には、GPSを利用した位置探索やSOSネットワークシステムによって、行方不明者の早期発見・早期保護につなげる仕組みづくりと安全確保に取り組めます。



＜施策3-3 地域での日常生活の支援＞

身近な地域で日常生活を送る上では、認知症の人やその家族が、気兼ねなく立ち寄れる居場所や、ちょっとした相談や悩みを打ち明けられる場が必要とされています。そこで、認知症の人やその家族、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェの普及や認知症カフェ同士の横のつながりができるような施策に取り組んでいきます。

さらに、コロナ禍のような人と人とが集まることが難しい場合における認知症カフェのあり方について検討していきます。

また、各々の認知症の症状に最も適する行政サービスや相談先等の社会資源に加え、その時々が必要とする情報や認知症の人との関わり方がひとつにまとめられた、認知症ケアパスを活用し、認知症に関する正しい情報を広めていくよう取り組んでいきます。

No.	新たな取組み	概要
77	認知症カフェのあり方の検討 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	コロナ禍を契機とした認知症カフェにおける感染症対策や、人と人とが集まることが難しい場合の認知症カフェのあり方を検討します。また、認知症カフェ同士のつながりの強化に向けた取組みを実施します。

No.	継続する取組み	概要
78	認知症介護家族交流会の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学ぶための交流会を開催します。

79	認知症・介護家族コールセンターの運営 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどを気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や介護する家族等への精神面での支援を行います。
80	認知症行方不明者への対応 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の高齢者等の情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、行方不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図ります。また、万一、行方不明になったときに、家族などが位置情報を探索できるよう認知症の高齢者等がGPS専用端末を持っておくサービスを提供します。 認知症の人等が行方不明になったと想定して、地域住民と関係機関が行方不明者を検索する訓練を住民主体で実施します。認知症地域支援推進員と連携しながら、それぞれの地域の独自の特色を生かして行います。
81	認知症カフェの普及 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及啓発及び活動支援を行います。 【認知症カフェ実施箇所数】 R1年度:25か所 → R5年度:50か所
82	高齢者見守りサポーターの派遣 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症などの高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、研修を受講したボランティアが、見守りや話し相手のため、高齢者の自宅を訪問します。
83	認知症等身元不明者の一時保護 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	保護された高齢者等が、認知症などにより身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ります。
84	認知症介護家族教室の開催 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人を介護する家族が、認知症や介護に関する知識を得て、同じ体験をしている家族との交流を深めながら、介護方法について考えていくための教室を開催します。
再	認知症地域支援推進員の配置	(再掲No.72)



(令和元年度 永犬丸地区搜索模擬訓練)



(令和2年度 高須地区搜索模擬訓練(図上訓練))

(基本的な施策4) 認知症予防の充実・強化

一般的に、加齢に伴って、一度習得した認知機能(記憶力・判断力)は徐々に低下していきます。認知症とはこの一度習得した認知機能(記憶力・判断力)が、著しく低下し、日常生活に支障が生じるようになった状態をいいます。高齢期に認知機能(判断力・記憶力)が低下する原因は、加齢や脳の機能を使わないことによるもの、病気によるもの等があります。しかし、全ての人に認知症の症状が現れるわけではありません。

また、認知症ではないものの、まったく健康な状態でもない、その中間にある状態を「軽度認知障害(MCI)」といますが、「軽度認知障害」は、そのまま認知症に進行する場合や改善・維持できる場合があります、この段階で認知症を予防するための取組みを行うことが大切です。

<施策4-1 市民の予防に関する知識と意識の向上>

認知症予防については、現時点において、「こうすれば認知症にならない」といった科学的な根拠は確立されていませんが、研究の結果、運動の習慣化、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等によって、認知症予防に資する可能性があると示唆されています。

それらの科学的知見を適宜情報収集し、市民に啓発するとともに、地域において高齢者が身近に通える場等の拡充に取り組みます。

<施策4-2 生活習慣病・介護予防と一体化した取組みの推進>

認知症を予防するには、正しい生活習慣とともに、脳の血管を守ること、脳の血液の流れをスムーズにすること、脳の細胞を活性化させることも大切といわれており、これは、生活習慣病予防、介護予防と同様です。生活習慣病予防や介護予防は、長期的にみると認知症予防ともいえます。

本市では、生活習慣病予防や介護予防と認知症の支援を一体的かつ総合的に進めていくための拠点として設置した認知症支援・介護予防センターを中心に、さらなる認知症予防・介護予防の取組みを推進します。

No.	継続する取組み	概要
85	生活習慣病予防・重症化予防のための健康教育の実施 (保健福祉局健康推進課)	生活習慣病予防・重症化予防、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの健康課題について、正しい知識の普及と健康意識の向上のため、区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために個別健康教育を行い、長期的な認知症の予防につなげます。 【開催回数・参加延べ数】 R1年度:1,912回、14,933人 → R5年度:開催回数、参加延べ人数の増加
再	介護予防・健康づくり教室等の開催	(再掲No.41)
再	介護予防に関する知識の普及啓発	(再掲No.42)

再	後期高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施	(再掲No.44)
再	高血圧を切り口とした 生活習慣病への対策	(再掲No.45)
再	健康マイレージによる健康づくり	(再掲No.46)
再	健康診査(がん検診等)の実施	(再掲No.47)
再	口腔保健の推進	(再掲No.48)
再	北九州市国民健康保険の 特定健診・特定保健指導の実施	(再掲No.49)
再	専門職による地域の 介護予防活動の支援	(再掲No.54)

(基本的な施策5) 若年性認知症施策の強化

若年性認知症とは、65歳未満に発症する認知症です。

厚生労働省によると「日本医療研究開発機構認知症研究開発事業」(令和2(2020)年)において、若年性認知症の有病者数は全国に3,57万人(18～64歳人口10万人あたり50.9人)と推計されています。これを、北九州市の人口により推計すると、市内の若年性認知症者数は、令和2(2020)年3月末時点で約260人となります。

若年性認知症の人については、生活費や教育費などの経済的な問題や、本人や配偶者の親等の介護と重なるなど、若年期特有の特徴があるため、様々な分野にわたる支援を総合的、継続的に取り組んでいくとともに、若年性認知症の人の仕事や介護・障害サービスの利用状況についての実態把握に取り組んでいきます。

推計値: 513,962人 / 10万人 × 50.9人 = 約260人

(令和2(2020)年3月31日 18～64歳 人口統計: 513,962人)

<施策5-1 若年認知症の早期発見・早期診断>

若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、また、本人や周囲の人が何らかの異常に気付いても受診が遅れることが多いといった特徴があるため、若年性認知症についての普及啓発を進め、早期発見・早期対応へつなげる必要があります。

そこで、若年性認知症の人やその家族、支援者向けのハンドブック等の作成・配布のほか、支援者向け研修会等を開催し、若年性認知症への理解の促進や早期発見・早期診断の促進に取り組めます。

<施策5-2 若年性認知症の支援体制の強化>

若年性認知症の人の場合、一般的に介護サービスが利用できる年齢(65歳以上)よりも若いことが多く、他のサービス利用者との思いの共有が難しいこと、就労や生活費や子どもの教育費等の経済的な問題、本人や配偶者の親等の多重介護、居場所づくり、社会参加など、

その状態や環境に応じて、個別に支援する体制が求められています。そこで、若年性認知症コーディネーターを中心として、若年性認知症の人が発症初期の段階から、その症状、社会的立場、生活環境、本人の意思等に応じた医療や介護サービス・障害福祉サービス、雇用の継続、障害年金の受給、障害者手帳の取得など、適切な支援が受けられるように本人の視点に立った医療、介護、福祉、就労における連携体制づくりに取り組みます。

No.	新たな取組み	概要
86	若年性認知症の実態に応じた対策の推進 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	若年性認知症の実態を把握すると共に、若年性認知症の人の支援ニーズを踏まえた支援が提案できるよう、関係機関との連携体制づくりなどの取組みを推進します。

No.	継続する取組み	概要
87	若年性認知症対策の推進 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	若年性認知症に関するハンドブック等の作成・配布他、若年性認知症の本人や家族を対象とした交流会や支援者向けの研修会等を開催します。
再	認知症サポーターの養成等	(再掲No.70)



(基本的な施策6) 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

認知症を発症すると、本人や家族は介護をはじめ日常生活で様々な問題を抱えることになります。こうした問題を解決し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安全に安心して生活していくためには、周囲のサポートが必要であり、地域・民間・行政が共通の認識をもち、様々な形で連携を深め、認知症の人やその家族を支援していくことが重要です。

このため、市民や様々な分野の関係者による具体的な連携方策の検討を進めるとともに、あらゆる機会を活用した、多世代にわたって認知症について学ぶことのできる環境づくりの取組みも充実していく必要があります。また、誰もが認知症とともに生きる可能性があることから、市民一人ひとりが認知症を自分自身の問題と認識することで、認知症に対する理解と支援の輪を大きく広げていくことも重要です。

＜施策6－1 認知症の人やその家族の視点の重視＞

これまでの認知症施策は、ともすれば、認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったことから、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発を進めるほか、認知症の人が希望を持って生きていくことができるように、初期段階でのニーズ把握やいきがい支援など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

＜施策6－2 協働の取組みの推進＞

認知症の人やその家族が求めるニーズにきめ細やかに対応するためには、地域・民間・行政が協働して、地域社会全体で支える体制を構築することが求められます。

このため、地域住民や医療・介護関係者はもとより、小中学校をはじめとする教育機関や企業等に対しても予防も含めた認知症の正しい理解の促進を図るとともに、企業等に対しては認知症の家族を介護している従業員への理解と支援の必要性についての啓発に取り組みます。

また、認知症等による行方不明者の捜索に関しても、個人情報の取り扱いや安全確保に十分に留意しながら、スムーズな連携ができる体制づくりを進めます。

さらに、誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすために、認知症の人とその家族、地域住民等と一緒に活動できる環境づくりに取り組みます。

No.	継続する取組み	概要
88	認知症対策のための連携体制の構築 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	総合的な認知症対策を推進するため、庁内・外の関係部局による会議体(オレンジ会議)を設置し、地域・民間・行政等が協働して、認知症を地域全体で支える体制を構築します。



(令和元年度 オレンジ会議)

【施策の方向性3】 家族介護者への支援

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため、高齢者の介護を担う家族（家族介護者＝ケアラー）の孤立感をなくし、家族介護者の不安や負担の軽減につながるような支援策を推進します。

高齢化の進展により、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」、高齢の親が無職独身の子を扶養している、いわゆる「8050問題」、育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、大人が担うようなケアの責任を子どもが引き受けている「ヤングケアラー」、現役世代が親の介護のために離職する「介護離職」など、多様な課題が指摘されています。こうした現状を踏まえ、地域社会全体で高齢者と家族介護者を含む世帯を共に支える社会の実現を推進します。

（基本的な施策1）見守り・支え合いの当事者の増加

介護する家族は、「将来への不安」「介護の負担感」「孤立感（他に介護を任せる人がいない）」など、様々な悩みを抱えているため、周囲の人が介護者の負担を理解し、気にかけていることが重要です。このため、地域の人が見守り・支え合いの当事者として、必要に応じて専門機関につなぐことができる社会を目指していきます。

また、介護や医療の関係者は、高齢者本人だけでなく、その家族の生活環境や状況を垣間見る機会も多く、気づきが支援や改善につながることを期待できることから、専門職への研修を実施するなどして、啓発に取り組みます。

No.	継続する取組み	概要
再	民生委員の活動支援	（再掲No.64）
再	高齢者の生活支援体制の整備	（再掲No.66）
再	認知症対応力の向上のための研修の実施	（再掲No.76）
再	若年性認知症対策の推進	（再掲No.87）
再	地域包括支援センターの運営	（再掲No.98）
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント	（再掲No.112）

(基本的な施策2) 介護者の孤立感の解消

家族介護者の不安や負担を軽減するためには、必要な支援やサービスにつながるよう、適切な助言・情報を得られることが重要です。このため、相談窓口を利用できる時間帯や場所などの多様化を図り、相談体制の強化を図ります。

また、多様な課題を抱えた世帯全体の適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターをはじめ、関係機関の連携強化を図り、必要に応じてアウトリーチの支援を行います。

さらに、家族同士の交流機会の提供を行い、同じ悩みを抱える家族介護者の仲間づくりを通じた孤立感の解消を図ります。

No.	新たな取り組み	概要
89	アウトリーチ型支援の拡充 (保健福祉局地域福祉推進課)	「ダブルケア」「ヤングケアラー」「8050問題」等の高齢者の介護だけに留まらない複合的で多様化する問題の解決に向けて、地域包括支援センターの職員のみならず、子ども家庭相談コーナーや高齢者・障害者相談コーナーの職員及びスクールソーシャルワーカー等との連携を図るとともに、高齢者いきいき相談(巡回相談)・まちかど介護相談室等に寄せられた相談に対しても必要に応じて訪問する等、アウトリーチ型支援を充実させます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ICTを活用した効率的・効果的なアウトリーチ体制を整備します。

No.	継続する取り組み	概要
90	自殺予防こころの相談電話の設置 (保健福祉局精神保健福祉センター)	悩みのある市民に対し、敷居が低く、わかりやすく、アクセスしやすい相談窓口として、専用回線の電話相談に臨床心理士等が応じます。必要に応じて、地域資源などの情報提供も行います。 【相談件数】 R1年度:2,847件 → R5年度:基準値より増加
再	認知症介護家族交流会の開催	(再掲No.78)
再	認知症・介護家族コールセンターの運営	(再掲No.79)
再	認知症カフェの普及	(再掲No.81)
再	認知症介護家族教室の開催	(再掲No.84)
再	若年性認知症対策の推進	(再掲No.87)
再	地域包括支援センターの運営	(再掲No.98)

(基本的な施策3) 家族介護者の生活の支援

家族介護者自身の生活を支援するため、介護に対する理解を深めるための啓発や適切な介護技術の向上に資するための研修や男性の介護への参画促進などにより、介護者の心身の負担を軽減できるような社会づくりを目指します。

また、就労している家族介護者の負担軽減のためには、企業等事業者の理解が不可欠であることから、ワーク・ライフ・バランスに関する出前セミナーやアドバイザー派遣を行うなど、事業者に対し、介護に関する理解、仕事と介護等との両立への理解を促進し、就労しやすい職場環境づくりを働きかけます。

No.	継続する取組み	概要
91	介護教室の開催 (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	市民や専門職を対象に、実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士などが指導します。
92	高齢者の排泄相談等の実施 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できるように、排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を行います。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。 【相談件数】 R1年度:241件 → R5年度:基準値より増加
93	企業等を対象にした介護への理解促進 (総務局女性活躍推進課)	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立への一層の理解を働きかけていくため、企業等への出前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を図ります。 【出前セミナー数・派遣数(合計)】 R1年度:37回 → R5年度:基準値を維持
94	男性向け介護講座の開催 (総務局男女共同参画推進課)	男性を対象に、介護に関する基礎知識を習得し、同じ悩みを抱える仲間とのネットワークづくりをサポートすることを目的として講座を開催します。 【受講者アンケートの満足度】 R1年度:100% → 毎年度90%以上を維持
再	高齢者見守りサポーターの派遣	(再掲No.82)
再	自殺予防こころの相談電話の設置	(再掲No.90)

目標③

住みたい場所で安心して暮らせるまち

高齢者が、人生の最終段階にいたっても、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせることを目指します。

【施策の方向性1】地域支援体制(医療・介護の連携等)の強化

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。このため、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・介護・地域関係者が連携し、身近なところで誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、高齢者が持つ能力に応じ、地域の資源や福祉サービスを活用して、日常生活での活動を高め、家庭や社会への参加を促すことで、その人の生きがいや自己実現を図り、生活の質を高める支援ができるよう、地域包括支援センターをはじめ地域の医療・介護従事者等が協力して取り組める環境づくりを推進します。

(基本的な施策1) 地域包括支援センターを中心とした相談と支援体制の充実

相談内容が複雑かつ多様化するとともに、相談者の生活パターンも多様化していることから、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めます。また、相談のアクセスポイントを拡充する等、市民がより相談しやすい環境の整備を進めるとともに、必要に応じてアウトリーチの支援を行い、関係機関との連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実に取り組みます。

また、実際に、自分自身や家族のことで困りごとに直面したとき、すぐに相談できるように、高齢者だけでなく、現役世代の関係機関などを対象に、地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」等の相談窓口の一層の周知を図ります。

さらに、地域包括支援センターで開催している地域ケア会議を一層充実させ、事例検討から地域に共通する課題を発見・把握し、会議を積み重ねる中で地域関係者等とのネットワークの構築を進めます。

加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、ICTの活用やリモートによる地域ケア会議の開催について検討を進めます。

No.	新たな取組み	概要
95	相談体制の充実 (保健福祉局地域福祉推進課)	土・日も開設し、働く世代なども相談しやすい、地域の身近な相談窓口である「まちかど介護相談室」をはじめとして、新たな相談窓口を開拓します。例えば、地域包括支援センターの職員が、認知症カフェや高齢者サロン等の高齢者の通いの場へ出向き「高齢者いきいき相談(巡回相談)」を実施し、相談する機会を増やします。さらに、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めます。
96	地域ケア会議の充実 (保健福祉局地域福祉推進課)	近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえて、ICTの活用やリモートによる地域ケア会議の開催について検討を進めます。 【リモート開催が可能な環境の整備状況】 ・R5年度までに全地域包括支援センターで整備



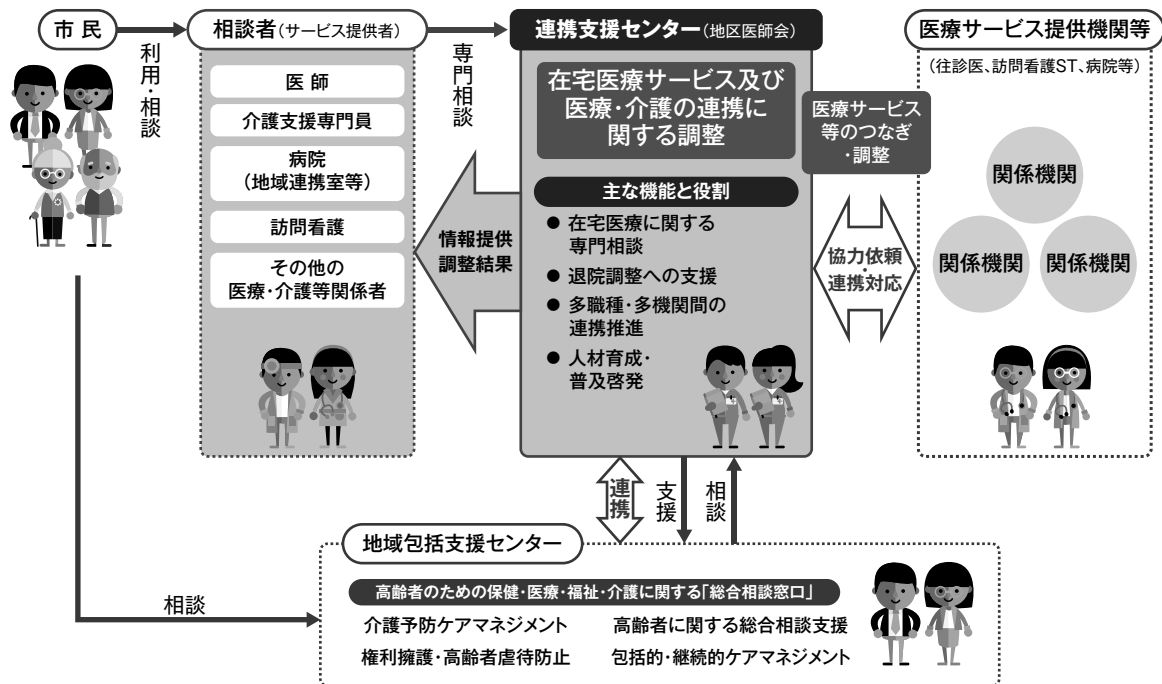
No.	継続する取組み	概要
97	高齢者の住宅相談の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。 【相談件数】 R1年度：131件 → R5年度：144件
98	地域包括支援センターの運営 (保健福祉局地域福祉推進課)	誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、保健・医療・福祉・介護の幅広い相談に対応する総合相談窓口として、地域包括ケアシステム構築の推進を図ります。また、利用者がいつでも気軽に相談しやすい場所として、利便性を考慮した窓口機能（まちかど介護相談室等）を強化し、緊急時に対応するために「24時間365日緊急対応事業」を行います。「ダブルケア」等に見られる多様化するニーズや、「虐待」「認知症」等権利擁護に関する複雑・困難な課題も、民間企業やNPO、専門職や地域ボランティア等と連携しながら、適切なアセスメント、継続的・包括的なケアマネジメントを実施します。一方、これらにより構築されるネットワークを効果的に活用し、高齢者をとりまく地域課題の解決や、自立支援・介護予防の普及啓発に努めます。 【地域包括支援センターの認知度】 R1年度：41.8% → R5年度：基準値より増加 【地域包括支援センター相談件数】 R1年度：206,500件 → R5年度：218,000件
99	地域ケア会議の開催 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的・継続的ケアマネジメント業務に効果的に取り組めるよう、介護支援専門員、保健・医療・福祉・介護に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される「地域ケア会議」の開催を推進します。 【地域ケア個別会議】 ・開催回数 R1年度：318回 → R5年度：350回 ・居宅介護支援事業所の事例 R1年度：94件 → R5年度：105件
100	出張所での保健福祉業務の対応 (市民文化スポーツ局総務区政課)	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。 【各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数】 R1年度：33,783件 → R5年度：34,800件

(基本的な施策2) 地域支援体制(医療・介護の連携等)の強化

本市の医療体制は充実していることに加え、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係団体の協力により医療と介護や行政との連携も強化されていますが、高齢者が在宅生活を継続し、医療や介護のサービスが必要となった高齢者の自立を支援するためには、医療、介護など様々な専門職がさらに連携を深めることが重要です。

病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図ります。

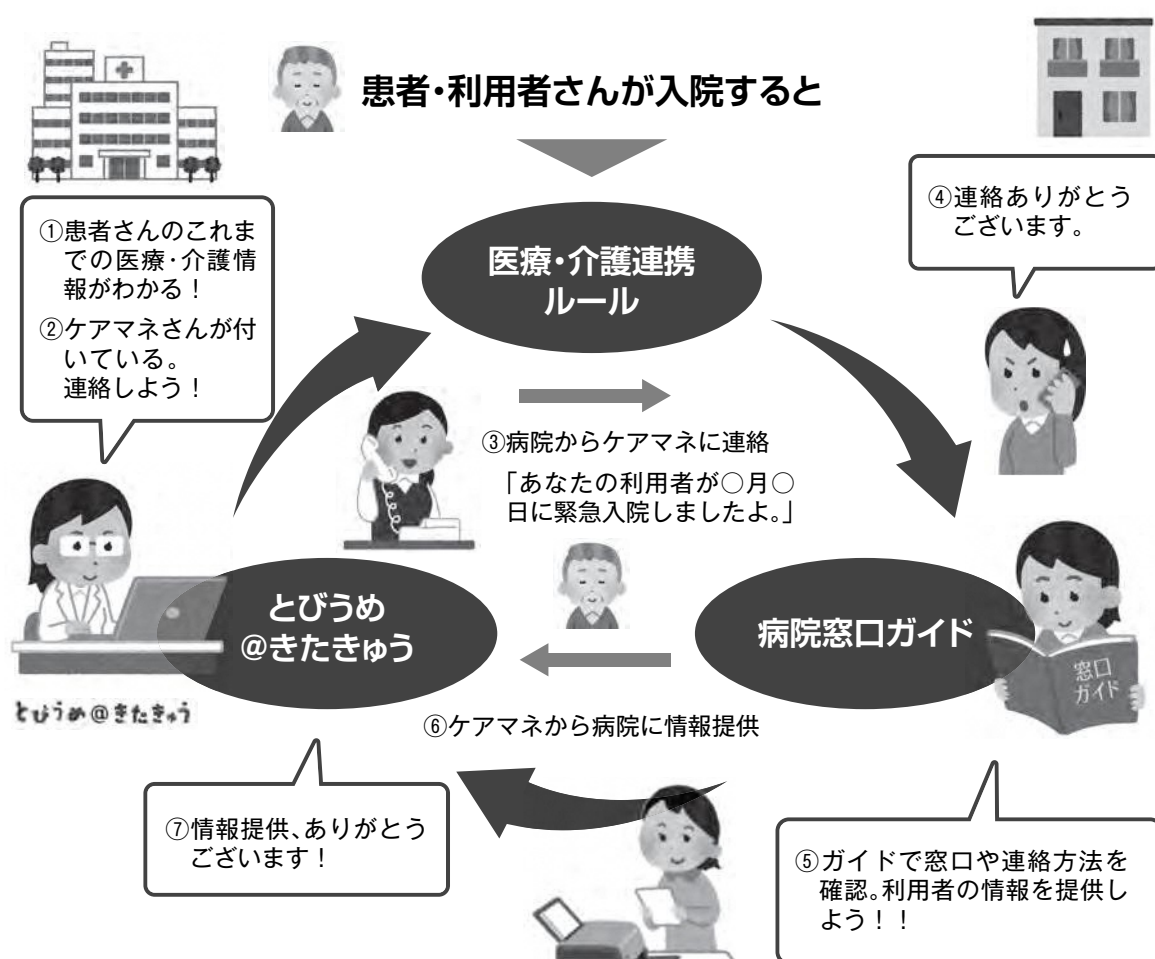
【在宅医療・介護連携支援センターによる支援・調整のフロー図】



また、在宅医療の提供等に関係する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組めます。

さらに、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した①市民の医療・介護・健診等の情報を医療機関で共有するシステム(とびうめ@きたきゅう)を中心に、②病院ごとにケアマネジャー等の連携先をまとめたガイド(病院窓口ガイド)③患者の入院時に迅速に病院とケアマネジャー等が連絡・情報共有を行う市内共通のルール(医療・介護連携ルール)等の普及・利用促進に努め、医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。

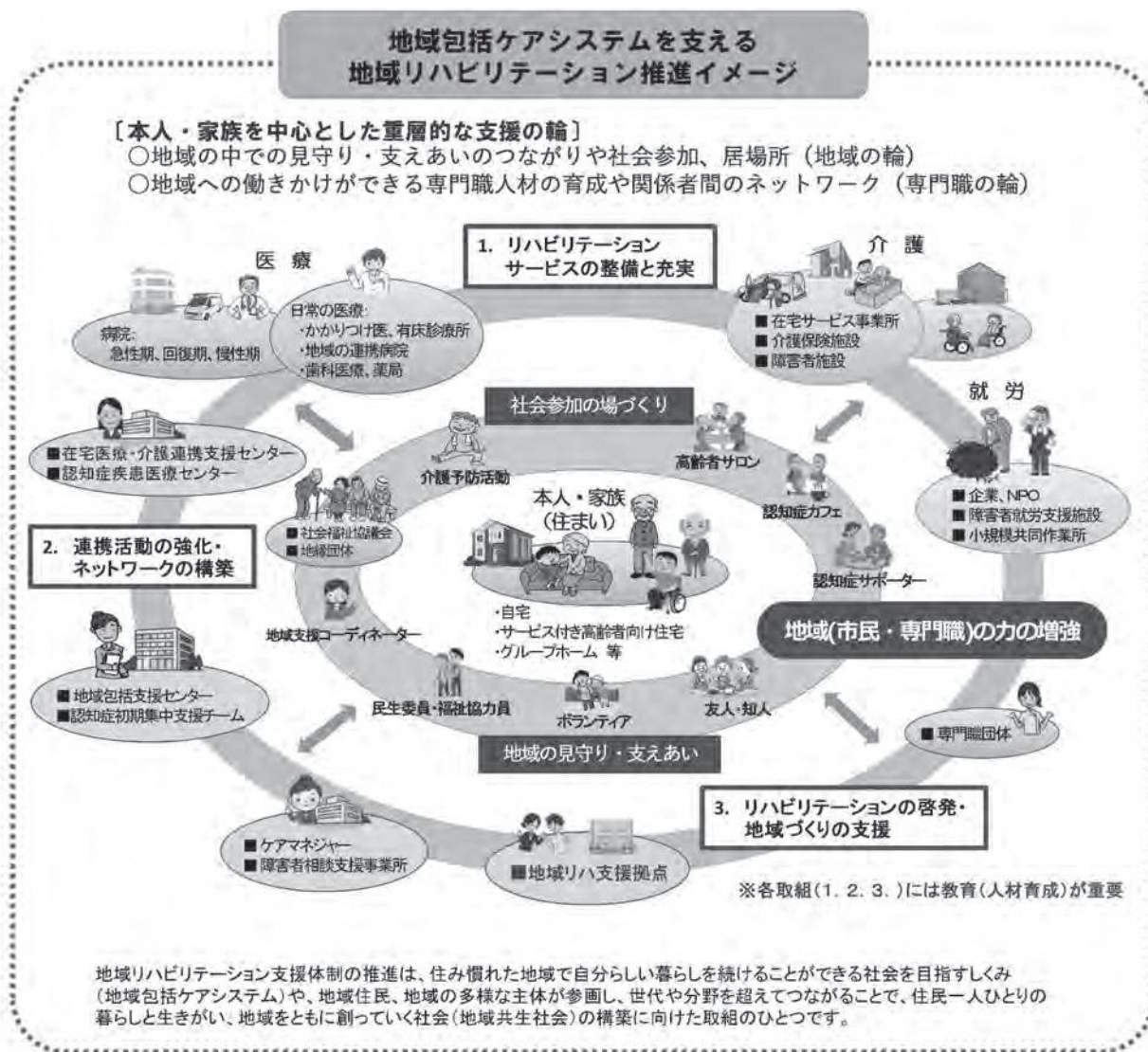
【北九州医療・介護連携プロジェクトイメージ図】



支援を必要とする高齢者や認知症高齢者が増える中で、高齢者本人やその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしく、いきいきとした生活を続けていくためには、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め、生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って活動すること（地域リハビリテーション）が必要です。

これらの取組みを全市的に展開し、市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、医療機関等の協力を得て、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、リハビリテーションに関わる事業を一体的かつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化をさらに推進していきます。

地域包括支援センターにおいては、自立支援や重度化防止の視点を踏まえた地域ケア会議の開催や、ケアマネジメント研修の中で、生活習慣病予防・重症化予防のミニ講座等を行い、ケアプラン作成にあたって医療との一層の連携を図ります。また、保健・医療・福祉・介護の専門職を始めとした地域の多様な主体への啓発や取組みの支援を行います。



【浜村明徳氏（小倉リハビリテーション病院 名誉院長）の協力のもとに作成】

No.	新たな取組み	概要
101	地域リハビリテーション支援拠点の設置 (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	高齢者やその家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関及び介護サービス事業所等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともに、リハビリテーション関係者の連携強化を図ることで、本人・家族を中心とした重層的な支援の輪を広げていきます。 【リハビリテーションに関する相談件数】 R5年度:650件
102	とびうめ@きたきゅうの推進 (保健福祉局地域医療課)	登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有される「とびうめ@きたきゅう」を地域包括支援センター等の庁内の関係部署が閲覧できるように環境を整備することにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

No.	継続する取組み	概要
103	リハビリテーションに関する情報発信およびネットワークの構築 (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術が学べる研修会等の実施および関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組みます。 【リハビリテーション関係者によるネットワークの構築】 R1年度:市内4区に設置 → R5年度:市内7区に設置
104	保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。



(市民向けリハビリテーション啓発イベント)

105	北九州医療・介護連携プロジェクトの推進 (保健福祉局地域医療課)	病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、市内5か所の在宅医療・介護連携支援センターで医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会等を実施し、多職種・多機関連携の促進を図るとともに、在宅医療の提供等に関係する施設の情報公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組みます。また、多職種・多機関連携の更なる強化を目的に、市全体で取り組む課題や共通のルール等を検討し、それらを広く普及させるための基盤となる、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において作成した「とびうめ@きたきゅう」を中核としたプロジェクトの普及・利用促進に努め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。 【「とびうめ@きたきゅう」登録者数】 11,517名(R2.8.31時点) → R5年度:30,000名
106	かかりつけ医の普及啓発 (保健福祉局地域医療課)	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。 【「かかりつけ医」を決めている人の割合】 R1年度:一般:86.2%、在宅:95.4%、若年:37.4% → R5年度:一般:87%、在宅:96%、若年:39%
107	かかりつけ歯科医の普及啓発 (保健福祉局健康推進課)	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図ります。 【「かかりつけ歯科医」を決めている人の割合】 R1年度:79.6% → R5年度:80%
108	かかりつけ薬剤師等啓発事業 (保健福祉局医務薬務課)	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。 【くすりのセミナー実施回数】 R1年度:12回 → R5年度:12回
再	地域包括支援センターの運営	(再掲No.98)
再	地域ケア会議の開催	(再掲No.99)
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント	(再掲No.112)

【施策の方向性2】介護サービス等の充実

高齢者が、支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者福祉施設の整備を含めた介護サービスの安定的な提供に努めるとともに、多様な主体による在宅福祉サービスや生活支援サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度を適正に運営できるよう、要介護認定や保険給付の適正化に努めるとともに、質の高いサービスを安定的に提供するため、人材の確保・育成に向けた取組みを強化します。

加えて、感染症や災害の発生時に備え、介護事業所等の連携体制を構築し、介護サービスを継続するための備えを講じます。

（基本的な施策1）介護保険制度の適正な運営

今後も高齢化の進展に伴い、要介護認定申請件数の増加が見込まれること等から、介護認定審査会を効率的に開催していきます。また、公平・公正な要介護認定を行うため、本市独自の介護認定審査会平準化委員会を設置するとともに、認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医への研修の実施により、審査判定の適正化を図ります。

介護サービス事業者に対しては、介護給付の適正化やサービスの質の向上を図るため、計画的な指導やケアプランチェック等を実施するとともに、自立支援、重度化防止を進めるために、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアプランの確認やケアマネジャーへの助言等を行います。

さらに、所得の低い高齢者に対して、介護保険料や利用料の負担を軽減する施策を実施します。

No.	新たな取組み	概要
109	福祉用具の適正利用に向けた取組み (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	福祉用具貸与の適正利用および高齢者の自立支援の推進に向けて、リハビリテーション専門職が、高齢者の身体機能や環境に適した福祉用具が利用されているかを確認し、助言・提案を行います。
110	住宅改修における実地調査 (保健福祉局介護保険課)	住宅改修時の申請内容の点検や受給者宅の調査により、不適切又は不要な住宅改修を防止します。また、施工業者や介護支援専門員等を対象とした研修会を実施します。
111	認定審査会のWeb開催 (保健福祉局介護保険課)	感染症予防や業務効率化の観点から、介護認定審査会委員が特定の場所に集合しなくても審査会を開催できるように、Web等で合議できる体制を整備します。

No.	継続する取組み	概要
112	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント (保健福祉局地域福祉推進課)	地域包括支援センター等において、要支援1・2及び事業対象者に対し、自立支援及び重度化防止に向けたケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。また、適切なケアマネジメントを確立するための取組みとして、地域ケア会議やケアマネジメント研修の充実を図ります。 【ケアマネジメント研修開催回数】 R1年度:34回 → R5年度:基準値より増加 (うち、「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント」、「生活習慣病予防・重症化予防」、「危機管理」等に関するテーマで各区年間1回以上実施) 【地域ケア個別会議】 ・開催回数 R1年度:318回 → R5年度:350回 ・居宅介護支援事業所の事例 R1年度:94件 → R5年度:105件 ・生活習慣病の重症化予防の視点を踏まえた原案確認 R1年度:全事例 → R5年度:全事例
113	要介護認定の適正化 (保健福祉局介護保険課)	介護認定審査会の運営を1か所集中方式で行うことで、効率的に審査会を開催します。また、要介護認定の平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、定期的に開催します。さらに、審査の公正・公平を確保するため、審査判定に関わる審査会委員や認定調査員及び主治医への研修などを実施します。
114	サービス提供事業者への指導 (保健福祉局介護保険課)	介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県及び関係各課との連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。 【指導事業所数】 R1年度:307か所 → R5年度:現状維持
115	ケアプランの検証・チェック (保健福祉局介護保険課)	居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されているか等について、検証を行います。

116	介護保険サービスの利用者負担の軽減 (保健福祉局介護保険課)	介護保険サービスを利用している人に対し、1か月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。 また、市民税世帯非課税で介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)・ショートステイを利用している人の居住費(滞在費)・食費について、所有する資産等を勘案した上で、利用者負担の軽減を行います。市民税世帯非課税者のうち、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請により介護保険料の軽減を行います。
117	社会福祉法人による利用者負担の軽減 (保健福祉局介護保険課)	生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。

(基本的な施策2) 介護人材の確保と定着

介護サービスに対する需要の増加が見込まれる中、介護サービスの担い手の確保、育成、定着は、介護サービスを安定的に供給していく上で重要です。このため、ハローワーク等と連携しながら求職者に対する就労支援を行うほか、将来を担う子どもたちを対象に、介護の仕事の啓発やイメージアップに努めます。

また、介護事業所の経営者や管理者を対象としたセミナーの開催により、経営マネジメント力の向上を図りながら、介護職員の負担軽減やストレスケアなど介護の職場環境改善を支援し、介護人材の定着につなげます。

他にも、急激に増加している外国人介護人材について、外国人を受け入れた事業所と協力しながら、外国人介護人材の育成と介護の質の確保に努めるほか、元気高齢者等の多様な人材の参入を促進するため、その支援のあり方について検討します。

さらに、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護の質の向上に向けた取組みを市全体に波及させることで介護業務に定着しやすい環境づくりに取り組みます。

なお、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を進めるにあたっては、国の「第8期介護保険事業計画基本指針」を踏まえ、福岡県と十分な連携を図りながら、それぞれの役割を明確にしつつ、取り組んでいきます。

No.	新たな取組み	概要
118	外国人の介護人材が 長く安心して働ける環境づくり (保健福祉局介護保険課)	外国人介護人材に対する日本語や日本文化への理解を深める研修を実施することで、介護の質の向上を図り、介護分野への外国人の就労・定着を促進します。
119	若手介護職員の離職防止研修 (保健福祉局介護保険課)	介護関係職種の離職率は、他の産業と比較して高いことから、職員が自分の仕事に誇りとやりがいを持ち、長く働ける職場づくりを支援します。特に、北九州地域の将来を担う若手職員の離職防止と職場定着は非常に重要で、その実現に向けた効果的な取組みを検討します。
120	ハローワーク等との連携 (保健福祉局介護保険課)	介護職のイメージアップのため、引き続きハローワークと連携し、介護職DVDセミナーを実施し、介護事業者の採用活動を支援します。また、高齢者就業支援センターやウーマンワークカフェ北九州とも連携し、多様な人材確保の手法や、業務の切り分けなど、支援のあり方について検討を行います。

No.	継続する取組み	概要
121	介護サービス事業経営者への研修 (保健福祉局介護保険課)	介護サービス事業の経営者(事業主)を対象に、労務管理や人材育成等をテーマとした職場環境の改善に資する研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。 【研修回数】 R1年度:7回 → R5年度:8回 【研修受講者数】 R1年度:237人 → R5年度:320人
122	魅力ある介護職場の表彰 (保健福祉局介護保険課)	職員の人材育成や職場の環境改善に積極的に取り組む介護事業者を表彰し、人材定着に有効な取組みを市内事業者や市民に広く公開することで、介護職場の環境改善に対する意識の醸成を図ります。
123	次世代に向けた介護職の魅力発信 (保健福祉局介護保険課)	介護職の「仕事内容」や「やりがい」など高齢者福祉や介護サービスの魅力について、小学生、中学生、高校生、大学生に対し、介護事業所の職員等が出前授業を実施することにより、介護の仕事の意義の啓発とイメージアップを図り、将来的な介護施設や事業所への就労意欲の育成を促進します。

124	先進的介護「北九州モデル」の展開 (保健福祉局先進的介護システム推進室)	本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護の質の向上に向けた取組みを市全体に波及させるとともに、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みや、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。 【北九州モデル導入を含む職場改善件数】 R5年度までに15件(年間5件) 【介護ロボット等導入施設数】 R2年度:77施設 → R5年度:120施設(年間14～15施設)
-----	--	---



(移乗支援機器(非装着型)を使った介助の様子)



(モニター画面を通した見守りの様子)

(基本的な施策3) 介護サービスの質の確保と向上

質の高い介護サービスを提供するためには、介護従事者の知識や技術の習得が重要です。小規模な事業所では、専門的な研修を自ら実施することが難しい状況もあることから、全てのサービスに関わる基礎的な内容や、職種・サービス別の専門的な内容について様々な研修を実施することで、介護サービスの質の確保と向上を支援していきます。

なお、受講者の新型コロナウイルス感染症への感染防止と利便性向上の観点から、オンライン研修を実施します。

他にも、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、介護現場の生産性及び介護の質の向上に向けた取組みを市全体に波及させるとともに、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みを実施します。

さらに、災害や感染症の蔓延時等の緊急時に必要な介護サービスが途切れることなく提供できるよう、介護サービスの継続に向けた啓発や研修等を行います。

No.	新たな取組み	概要
125	オンライン研修等による 感染防御力の向上 (保健福祉局介護保険課)	新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識や、介護現場での感染防止対策を学び、すべての介護従事者のスキルの向上と介護現場における感染対策の徹底を図ることを目的とした研修を実施します。研修形式については、セミナーなど集合研修のほか、オンライン研修でも実施し、密を避けながら介護従事者の勤務形態に合わせた多様な選択肢を準備します。
126	専門家による施設への訪問指導 (保健福祉局介護保険課)	高齢者施設等に対して、感染症専門家が直接施設を訪問し、感染対策について具体的な指導・助言を行い、感染防御力の向上を図ります。
127	感染症発生時の施設・法人を超えた 応援体制の構築 (保健福祉局介護保険課)	高齢者施設等において、多数の従事者に新型コロナウイルス感染症等が発生し、職員に不足が生じた場合に備えて、施設・法人を超えた応援派遣体制を構築します。
128	介護サービスの継続に向けた啓発 (保健福祉局地域福祉推進課)	災害や感染症の蔓延時等の緊急時に必要な介護サービスが途切れることなく提供できるよう、ケアマネジャーが事前に代替サービスを検討する等、介護サービスの継続に向けた啓発や研修を行います。



(応援職員の派遣に関する協定締結式)

No.	継続する取組み	概要
129	社会福祉施設従事者への研修 (保健福祉局総務課)	老人福祉施設、障害者福祉施設などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修など、従業員の資質の向上に効果的な研修を効率的に実施し、福祉サービスを担う人材の確保を図ります。 【研修受講者数】 R1年度:473人 → R5年度:800人

130	介護サービス従事者への研修 (保健福祉局介護保険課)	介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的研修やサービス・職種別の専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。 【研修回数】 R1年度:55回 → R5年度:現状維持 【研修受講者数】 R1年度:1,974人 → R5年度:2,500人
131	介護サービス相談員の派遣 (保健福祉局介護保険課)	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣します。これにより利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図るとともに、事業所のサービスの質の向上につなげます。
再	地域包括支援センターの運営	(再掲No.98)
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント事業	(再掲No.112)
再	先進的介護「北九州モデル」の展開	(再掲No.124)
再	介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保	(再掲No.141)

(基本的な施策4) 地域に根ざした高齢者福祉施設の整備

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者数のピーク時以降の中長期的な見込みも考慮し、既存施設の整備状況、在宅と施設のバランス、待機者の状況等を踏まえ、地域に根ざした高齢者福祉施設等の計画的な整備を進めます。

No.	継続する取組み	概要
132	介護保険(施設・居住系)サービスの提供 (保健福祉局介護保険課)	施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。
133	特別養護老人ホーム等の施設整備 (保健福祉局介護保険課)	在宅での介護が困難となった要介護高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームや、グループホームなどを計画的に整備します。
134	施設等への円滑な入所の促進 (保健福祉局介護保険課)	特別養護老人ホームの入所については、申込者の要介護度に加え、心身の状況及び介護者の状況などを評価し、必要性の高い人から入所を行うことで、入所の円滑化を図ります。また、その他施設等についても、入所の円滑化に取り組みます。

(基本的な施策5) 在宅生活を支援するサービスの充実

高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険の在宅サービスの充実を図ります。

また、企業やNPO、ボランティアなど多様な主体によるサービスの充実を図り、「介護予防・日常生活支援総合事業」を通じ、身体の状態、生活の状況に合わせて、より適切なサービスを選択することで生活機能の維持・向上を図り、身近な地域において、介護予防に継続して取り組めるよう事業間連携を図り、仲間づくりや地域活動へつなぐなど、自立支援に向けた支援を行います。

No.	継続する取組み	概要
135	おむつ給付サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	原則として、要介護度4以上の認定者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり又は認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。
136	訪問給食サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に異変があった場合には、関係機関への連絡などを行います。 【利用者数】 R1年度:994人 → R5年度:1,093人
137	日常生活用具の給付 (保健福祉局長寿社会対策課)	一人暮らし高齢者等に対して、介護保険の給付対象になっていない火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。 【給付件数】 R1年度:19件 → R5年度:40件
138	訪問理美容サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供します。
139	寝具洗濯乾燥消毒サービスの実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	在宅の寝たきり高齢者等が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを提供します。
140	在日外国人高齢者への給付 (保健福祉局長寿社会対策課)	年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。

141	介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保 (保健福祉局地域福祉推進課) (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	要支援1・2の認定を受けた方及び事業対象者に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切なアセスメントによるケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス(訪問・通所)において、「予防給付型」「生活支援型」「短期集中予防型」の提供を行います。また、自立支援・重度化防止に向けた適切なサービスを提供できるよう従事者、事業所の確保等、環境整備を行います。
142	訪問介護等介護保険(在宅)サービスの提供 (保健福祉局介護保険課)	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。
143	介護保険制度の広報・周知 (保健福祉局介護保険課)	介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。
144	粗大ごみ持ち出しサービスの実施 (環境局業務課)	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。
145	ふれあい収集の実施 (環境局業務課)	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を行います。



(訪問給食サービス(高齢社会をよくする北九州女性の会))

【施策の方向性3】 権利擁護・虐待防止の充実・強化

認知症などの精神上的の障害が理由で判断能力が十分ではない高齢者（以下、「認知症高齢者等」という。）が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民や地域及び関係機関等との協働により、高齢者の権利を擁護する取組みを更に推進します。

また、すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、市民や地域及び関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。

（基本的な施策1） 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の権利擁護を推進するため、令和元（2019）年5月に策定した「北九州市成年後見制度利用促進計画」に掲げた「基本的な考え方」を踏襲しつつ、成年後見制度の利用を促進するための様々な施策を継続的に実施します。

具体的には、認知症高齢者等が、成年後見制度をより利用しやすく、よりメリットを得られるよう、自己決定権の尊重、財産・権利の保護等が調和した成年後見、保佐及び補助の実現と成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備を推進します。

＜施策1－1 成年被後見人と成年後見人の支援＞

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険サービス等の福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門職ではない親族、知人等が一人で全てを賄うには困難を伴います。

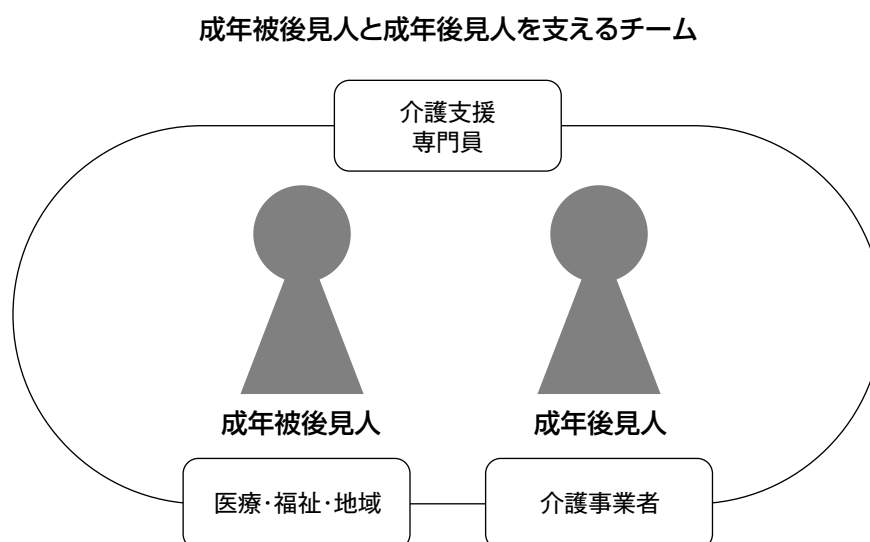
さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等には大きな責任があるため、精神的なストレスも大きいものがあります。

そこで、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減に取り組みます。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

(1) チームによる支援とチームの支援

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。



(2) 専門家を加えた協議会の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議を開催し、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指していきます。

(3) 意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、財産管理を実現するよう、取り組みます。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を推進します。

(4) 集いの機会によるストレスケアと地域のサポート

親族後見人が、お互いの介護体験や悩みを打ち明けあい、励ましあう集いの機会を設け、ストレスのケアや孤立の予防を図ります。

また、地域の自主的な集いにおいても成年後見制度や認知症等に関する知識と理解を深めていただき、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

＜施策1-2 成年後見制度の利用環境の整備＞

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉等の福祉サービス関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携（以下、「地域連携ネットワーク」という。）の効果的な運用を図るとともに、令和元（2019）年10月に開設した、広報、相談等の機能を担う「北九州市成年後見支援センター」（以下、「中核機関」という。）を引き続き運営し、段階的な機能の充実を図ります。

（1）地域連携ネットワークの三つの役割

地域連携ネットワークにおいては、以下の役割を担うよう、継続的に取り組みます。

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

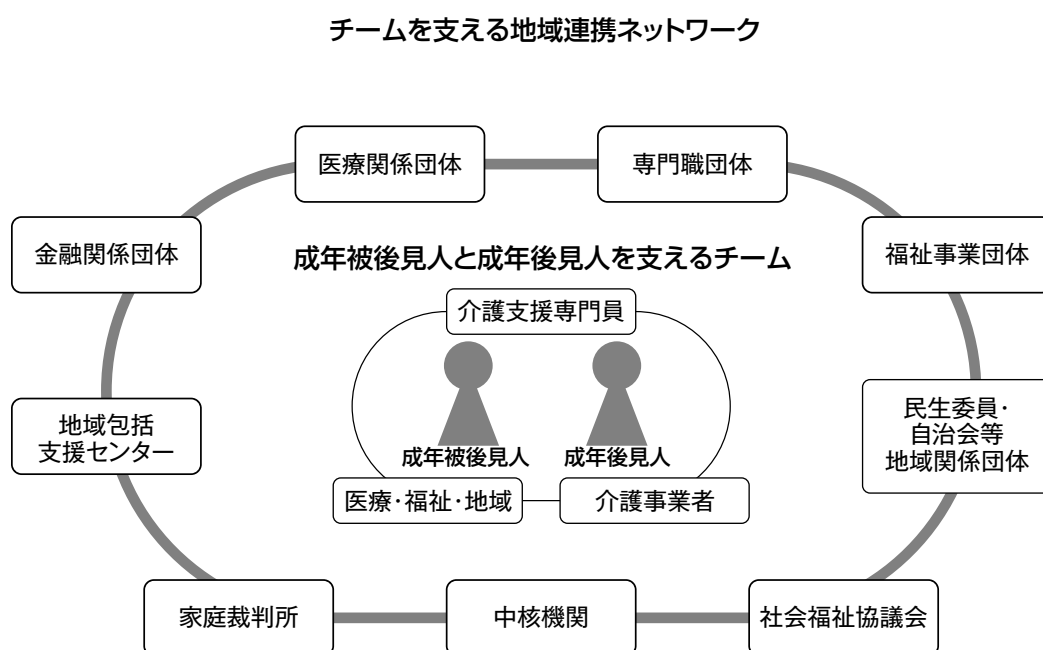
地域の見守りや各団体の活動を通じて、成年後見制度の利用を含めた権利擁護に係る支援が必要な人を速やかに発見し、支援します。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が不十分となる前の段階から、保佐・補助、任意後見等の利用を含めた将来の相談ができる窓口の整備を図ります。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえた支援体制の構築を図ります。



(2)中核機関の運営と段階的な機能の充実及び促進

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関は、地域連携ネットワークの中で司令塔的な機能を担いつつ、下記5つの機能を満たすことを目指しており、段階的な機能の充実及び促進を図ります。

ア 広報機能

成年後見制度を含めた高齢期への備えの広報に幅広く取り組むとともに、成年後見制度に関わる各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効果的な広報を活発に行えるよう配慮・助言を行います。

イ 相談機能

心身・財産の保護の必要が生じる前、又は必要となった早期の段階から、成年後見制度の利用について相談できる窓口を設けます。

また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備します。

ウ 成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、ボランティアとして後見業務を行う市民後見人の養成とその名簿を備えると共に、成年後見人等を担う法人の協力を得て法人後見人の名簿を備えるよう努めます。

また、本人にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、適切な成年後見人等の選任や、選任後の本人の状況等に応じ必要な見直し（後見人等の交代など）を行えるよう、受任調整やモニタリングのあり方について、関係機関と協議、検討を進めていきます。

さらに、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取り組みを実施します。

また、判断能力が十分ではない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスである日常生活自立支援事業の利用者の中で、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、関係機関と協議し、スムーズな移行を推進します。

エ 後見人支援機能

成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。

また、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

オ 不正防止効果

親族後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

(3)関係機関との連携強化等

弁護士、司法書士、北九州市社会福祉協議会（以下、「権利擁護・市民後見センター「らいと」」という。）、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度（法定後見）においては、市内に居住し、法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。

No.	新たな取組み	概要
146	成年後見制度の中核機関の機能拡大による利用促進 (保健福祉局長寿社会対策課)	適切な成年後見人等の選任（受任調整）や後見人等選任後の状況に応じた必要な見直し（モニタリング）など、成年後見制度の利用を必要とする対象者が、より本人にふさわしい形で制度を利用できるよう、関係機関と協議、検討を進めます。



（成年後見中核機関の設置）

No.	継続する取組み	概要
147	成年後見制度の利用相談や啓発の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用が必要な対象者（認知症高齢者等で判断能力が十分でない人）のより一層の制度利用を促進するため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。 【成年後見制度相談件数】 R1年度：461件 → R5年度：480件
148	成年後見制度の申立て費用等の助成 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用が特に必要であると認められ、本人や2親等以内の親族等からの家庭裁判所への成年後見等の申立てが困難な場合に、市長が法定後見の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立て費用や後見人報酬を助成します。

149	成年後見制度利用促進中核機関の運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	成年後見制度の利用を促進するため、広報や相談対応を行うとともに、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携(地域連携ネットワーク)の強化を図る、司令塔的な機能を担う成年後見制度利用促進中核機関を運営します。 【後見人等支援・相談件数】 R1年度:36件(6か月実績) → R5年度:80件
150	あんしん法律相談の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。 【相談件数】 R1年度:119人 → R5年度:135人
151	金銭管理や財産保管サービス等提供の支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産保管サービス等を提供する「権利擁護・市民後見センター「らいと」」の事業を支援します。
152	成年後見制度における市民後見人の育成 (保健福祉局長寿社会対策課)	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター「らいと」」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。また、市民後見人の個人受任による後見活動を支援するための相談・支援体制整備、賠償責任保険の費用負担を行います。 【市民後見人養成数(累計)】 R1年度:122人 → R5年度:145人
再	地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護にかかる業務	(再掲No.155)

(基本的な施策2) 高齢者の虐待防止対策の強化

高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを充実します。

No.	継続する取組み	概要
153	高齢者虐待防止に向けた連携の強化 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。
154	高齢者虐待対応職員の質の向上 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域包括支援センター職員を中心に、高齢者虐待の対応を行う職員に対し、業務上必要な法的知識や障害分野など高齢者分野以外の虐待対応に必要な知識の習得を図る研修を実施します。
155	地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護にかかる業務 (保健福祉局地域福祉推進課)	高齢者の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。具体的には高齢者虐待の啓発(早期発見・早期対応のための啓発)、高齢者虐待の予防(認知症の行動・心理症状への適切なケア)、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用について、必要な支援や助言を行います。
再	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント	(再掲No.112)

【施策の方向性4】 安心して生活できる環境づくり

高齢者が人生の最期まで安心して生活できる環境づくりのため、多様なニーズに沿った住まいの確保、生活環境のバリアフリー化、外出支援・買い物支援の推進、防災・防犯対策など、様々な生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。

また、高齢者の新たなニーズや潜在需要に対応した新たなサービス産業の振興を支援します。

（基本的な施策1）高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

高齢者が安心して暮らし続けるためには、住まいの選択や改修等、ライフスタイルに応じた多様な住まいの普及・確保や円滑に民間賃貸住宅に入居できるように支援する環境づくりが必要です。

そのため、介護が必要な高齢者等が居住する住宅の改修費の助成を行うとともに、バリアフリー改修など、高齢者の身体状況に配慮したすこやか住宅の普及を促進します。

また、高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対する家賃補助やサービス付き高齢者向け住宅の供給促進、市営住宅の高齢者向けの募集枠の確保、整備・改善などに取り組み、高齢者に配慮した住宅の普及・確保を進めます。

さらに、持家処分や高齢者向けの住宅への住み替え等に関する情報提供や相談支援などに取り組むほか、高齢者の多様な住まい方を研究します。

No.	継続する取り組み	概要
156	すこやか住宅の改造助成 (保健福祉局長寿社会対策課)	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消など)に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成します。 【助成金交付件数(高齢者)】 R1年度:115件 → R5年度:126件
157	すこやか住宅の普及啓発 (建築都市局住宅計画課)	全ての人のために安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。

158	サービス付き高齢者向け住宅の普及 (建築都市局住宅計画課)	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。 【サービス付き高齢者向け住宅の累計登録戸数】 R1年度:1,455戸 → R5年度:約2,600戸
159	高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援 (建築都市局住宅計画課)	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。 【高齢者向け優良賃貸住宅の入居率】 R1年度:88% → R5年度:現状維持
160	高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援 (建築都市局住宅計画課) (保健福祉局総務課)	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害のある人等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、「高齢者・障害者住まい探しの協力店制度」の紹介や、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度」等の情報提供を行います。 【協議会と幹事会の開催回数】 2回／年
161	空き家における高齢化対応に資する住宅改修の費用補助 (建築都市局空き家活用推進室)	良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制するため、耐震性能を有する(又は耐震改修工事を行う)既存住宅(改修済物件含む)を購入・賃借又は相続(生前贈与含む)した方を対象に、自ら居住するためのエコや子育て・高齢化対応に資する改修工事に対して、その費用の一部を補助します。 【補助金交付申請件数】 R1年度:32件 → R5年度:100件
162	市営住宅におけるバリアフリー化の推進 (建築都市局住宅管理課) (建築都市局住宅整備課)	市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。 また、既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。 【総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合】 R1年度:36% → R5年度:40%

163	市営住宅における住宅困窮者募集 (高齢者枠)の実施 (建築都市局住宅管理課)	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。(なお、住宅困窮者募集には、障害のある人、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。)
再	生活援助員の派遣	(再掲No.60)
再	市営住宅のふれあい巡回員の配置	(再掲No.65)
再	高齢者の住宅相談の実施	(再掲No.97)



(市営住宅におけるバリアフリー化の推進(手すり設置等))

(基本的な施策2) 安心して外出できる環境づくり

高齢者の外出は、コミュニケーション機会の増加につながり、個人にとっても、社会にとっても重要です。高齢者が安心して外出できるよう、公共交通や交通事業者を補完するNPO・ボランティア団体の活動、地域の支え合いといった様々な主体の連携による高齢者の移動手段の確保に向けての取組みを支援します。

また、定期的な関係団体との意見交換や公共施設周辺の現地点検を実施し、歩行者が安心して歩行できるように歩道等の整備に努めるなど、バリアフリー化の推進に取り組みます。

さらに、身近なところに商店がなく、日々の買い物に不安を抱えた高齢者等の買い物支援を推進します。

No.	新たな取組み	概要
164	小型車両を活用した お買い物バスの運行 (交通局総務経営課)	大型バスが運行できない高台地区等に住む高齢者等の買い物や病院に行くための「生活の足」の確保を目的に、乗車定員10人以下の小型車両を活用して、「お買い物バス」を運行します。



No.	継続する取組み	概要
165	心のバリアフリーへの理解促進 (保健福祉局総務課)	高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重しあう「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。
166	シルバーひまわりサービスによる 外出支援 (保健福祉局地域福祉推進課)	外出することが困難な高齢者の日常的な外出を支援するとともに、市民参加によるボランティア活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会と労働団体、行政が連携してボランティアによる送迎サービスに取り組みます。



(わいわい市場 葛原)



(買い物支援バス)

167	買い物応援ネットワークの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域住民が主体となった送迎や朝市、移動販売など買い物支援の取り組みを通じて、地域住民と事業者や支援者をつなぐネットワークの強化を図り、安心して買い物ができる地域づくりを進めます。
168	スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 (市民文化スポーツ局スポーツ振興課)	子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。 【改修を行う施設数】 1施設／年
169	歩行空間のバリアフリー化 (建設局道路計画課)	高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、さらには視覚障害者誘導用ブロックの設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。 【特定道路のバリアフリー整備延長】 R1年度:93% → R5年度:99%
170	地域に役立つ公園づくり (建設局みどり・公園整備課)	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。
171	JR既存駅のバリアフリー化 (建築都市局都市交通政策課)	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。
172	超低床式乗合バスの導入 (建築都市局都市交通政策課) (交通局営業推進課)	高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の低床式バスの導入を促進します。

173	高齢者モビリティ・マネジメント (建築都市局都市交通政策課)	モビリティマネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取組みです。高齢者を対象にモビリティマネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。
174	おでかけ交通の運行の支援 (建築都市局都市交通政策課)	一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、一定の採算性の確保を前提にタクシー事業者がジャンボタクシー等を運行します。
175	バス事業者の車両小型化による路線維持の支援 (建築都市局都市交通政策課)	バス路線の廃止予防のため、バス事業者の車両小型化による路線の維持に対し、支援します。
176	バリアフリー法等に基づく建築物の審査・検査の実施 (建築都市局建築指導課)	高齢者、障害のある人をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施します。
177	市営バスのふれあい定期の発行 (交通局総務経営課)	高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売します。また、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書の交付を受けてから1年以内の75歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金を割引きます。
再	北九州市地域福祉振興協会等への補助を通じた地域福祉活動の推進	(再掲No.34)

(基本的な施策3) 安全・安心な環境づくり

高齢者が地域で安全・安心に日常生活を送れるよう、地域における防災対策や高齢者向けの防犯対策、高齢運転者に対する事業等を実施します。

本市では、医療機関をはじめ関係機関の協力により、119番通報から救急車が傷病者を病院に搬送するまでにかかる時間が短く、平成29(2017)年以来、政令市で3年連続1位という実績があり、万が一の際にも安心できる体制を確立しています。

災害時の避難行動要支援者に係る避難支援については、より実効性のある「自助・互助」を基本とする地域住民が主体となった支援づくりを目指し、地域の見守り活動を活用した事業実施のために、関係団体との連携強化を図っていきます。また、災害時に適切な避難行動をとるためには、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要です。

また、詐欺などの消費者被害対策、事故の未然防止対策など、高齢者本人や周囲への啓発を行い、地域住民が主体となった見守り活動などをより実効性のあるものとなるよう取り組みます。

さらに、昨今、生前に財産管理や葬儀などをどうするか整理しておく「終活」に関心が高まっているため、相談を受け付ける体制を整え、終活の重要性について周知、啓発に努めます。

No.	新たな取り組み	概要
178	福祉避難所の早期開設等の検討や費用負担水準の見直し (保健福祉局地域福祉推進課)	令和2年の台風10号の経験を踏まえ、これまで取り組んできた福祉避難所協定施設の増加に加え、予定避難所からの二次避難を要しない福祉避難所の開設・受け入れ方法や、協定施設に対する適正な費用負担水準について検討します。
179	「終活」に関する相談と支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	北九州市社会福祉協議会が取り組む「終活」の相談を通して、ニーズの把握に努め、支援策の具体化を目指します。



(終活相談)

No.	継続する取り組み	概要
180	あんしん情報セットの普及 (保健福祉局地域福祉推進課)	万一の緊急時に備え、一人暮らしの高齢者等が、あらかじめ緊急時に必要な情報(緊急連絡先、かかりつけ医等の医療情報)を集約保管しておく「あんしん情報セット」の普及を図ります。

181	福祉避難所の設置 (保健福祉局地域福祉推進課)	災害時の避難に際して、高齢者や障害のある人等が良好な生活環境を確保できるよう、老人福祉施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所を設置します。
182	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくり (危機管理室危機管理課)	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方(避難行動要支援者)を名簿に登録・作成し、平常時から自治会(市民防災会)などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。 【避難支援個別計画の作成割合】 R1年(1月末時点):30.7% → R5年度:70%
183	地区防災計画の策定の推進 (危機管理室危機管理課)	地域の防災ネットワーク構築に向け、自治会、民生委員、PTA、外国人、障害のある人、大学生、企業、NPO、子育て世帯など、地域の多種多様な住民が参加する住民主体の地区Bousai会議を設置し、当該地区における地区防災計画の策定を目指します。また、地域防災力をより高めるため、校区単位だけではなく、その他の単位(マンション、町内会等)での地区防災計画の策定を推進していきます。 【地区防災計画策定数】 R1年度:29地域 → R5年度:74地域
184	高齢者向け交通安全の推進 (市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課)	高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚、浸透を図ります。 【高齢者交通事故発生件数】 R1年:1,854件 → R5年:1,480件
185	高齢者の犯罪被害防止に向けた出前講演の実施 (市民文化スポーツ局安全・安心推進課)	高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演等を行い、高齢者の被害未然防止につなげます。 【高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数】 R1年度:5回 → R5年度:10回
186	高齢者に対する消費者被害防止の啓発 (市民文化スポーツ局消費生活センター)	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 【啓発講座(高齢者対象)の受講者数】 R1年度:988人 → R5年度:3,000人

187	高齢者の住宅防火対策の推進 (消防局予防課)	住宅火災による高齢者の焼死事故を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、高齢者宅の訪問活動を行い、設置義務化から10年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、高齢者世帯等を中心とした住宅防火対策を積極的に推進します。 【住宅用火災警報器の設置率】 R1年度:85%(全国平均82.6%) → R5年度:全国平均の設置率以上
188	福祉施設等の防火安全対策の推進 (消防局指導課)	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。
189	福祉・医療関係者向け高齢者の応急手当講習の実施 (消防局救急課)	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施します。 【福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)の受講者数】 R1年度:1,618人 → R5年度:現状維持
190	高齢者に対する予防救急の普及啓発 (消防局救急課)	救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。
再	あんしん通報システムの設置	(再掲No.61)



(高齢運転者シュミレータ体験教室)

(基本的な施策4) 高齢者向けサービス産業の支援

地域の企業、大学、医療・福祉機関、行政等の連携により、福祉関連分野での課題・ニーズの共有を図るとともに、ロボット技術やICTも活用しながら、高齢者の暮らしを支援するサービスの提供や製品の開発・普及に取り組みます。特に、本市が構築した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開等により、より質の高い介護サービスの提供等に資する新たな先進的介護の取組みや、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。

さらに、高齢者をはじめとする全ての市民が質の高い生活を送ることができるよう、高齢者ニーズに対応した汎用性の高いビジネスモデルの構築や健康・教育など、市民生活の質の向上に貢献するビジネスの創出を支援します。

No.	新たな取組み	概要
191	介護分野における ロボット技術等の開発・改良 (保健福祉局先進的介護システム推進室)	介護の「遠隔・非接触」及び「自動化」を推進することで感染症予防に資する介護の実現に取り組むとともに、介護現場のニーズに沿ったロボット技術等の開発・改良を総合的に実施します。
192	健康・生活産業の創出支援 (産業経済局商業・サービス産業政策課)	健康・女性・若者・子育て・教育など、市民の健康で快適な生活につながる新しいサービス(健康・生活支援サービス)の創出を支援し、健康に関するイベントを開催します。 【健康・生活支援分野における新サービスの創出数】 R3年度～R5年度の期間で累計9件

◇成果指標

本計画に基づく取り組みの成果について検証するため、高齢者等実態調査の結果をもとに、以下の指標を参考とします。

それぞれの個別事業の指標については、数値による明示が難しい場合を除き、事業概要に記載しています。

目標	施策の方向性	主な指標	25年度	28年度	令和元年度 (現状)	令和5年度 (目標)
いきいきと健康で、 生涯活躍で活躍できるまち	1 生きがい・社会参加・ 地域貢献の推進	就労している高齢者の割合 (一般高齢者)	—	24.7%	29.8%	増加
		過去1年間に地域活動等に「参加 したことがある」と答えた高齢者 の割合(一般高齢者)	36.4%	31.8%	30.4%	増加
	2 主体的な健康づくり・ 介護予防の推進	前期高齢者(65～74歳)の要介護 認定率	—	5.7%	5.6%	減少
		健康づくりや介護予防のために 取り組んでいることが「ある」と 答えた高齢者の割合 (一般高齢者)	75.7%	68.3%	62.6%	増加
高齢者と家族、 地域がつながり、 支え合つまち	1 見守り合い・支え合いの 地域づくり	「何か困ったときに助け合える 人」が近所にいる人の割合 (一般高齢者)	34.0%	30.1%	30.3%	増加
	2 総合的な認知症対策の 推進	認知症になっても、自宅で生活 を続けられるか不安と考える高 齢者の割合 (一般高齢者)	33.0%	35.0%	43.2%	減少
	3 家族介護者への支援	家族の介護について「負担で ある」と考える人の割合 (在宅高齢者の介護者)	48.5%	38.1%	40.5%	減少
住みたい場所 で暮らせるまち	1 地域支援体制(医療・介 護の連携等)の強化	地域包括支援センターを知っ ている高齢者の割合 (一般高齢者)	36.1%	39.0%	41.8%	増加
	2 介護サービス等の充実	介護保険制度について、「よい」 「どちらかといえばよい」と評 価している高齢者の割合 (在宅高齢者)	82.7%	82.0%	90.2%	増加
	3 権利擁護・虐待防止の 充実・強化	虐待や財産をねらった詐欺など 高齢者の権利を侵害するもの に対する不安が「ない」とする高 齢者の割合 (一般高齢者)	55.7%	54.2%	45.5%	増加
	4 安心して生活できる 環境づくり	移動に関して、「特に困っている ことはない」とする高齢者の割 合(一般高齢者)	63.3%	63.3%	57.2%	増加